

平成25年3月愛荘町議会定例会会議録

議 事 日 程 (第2号)

平成25年3月5日(火) 午前8時59分開議

- 日程第 1 同意第 1号 愛荘町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 2 同意第 2号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 3 議案第 1号 愛知川小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 4 議案第 2号 愛荘町自治基本条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3号 愛荘町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4号 愛荘町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5号 愛荘町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6号 愛荘町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7号 道路法に基づく愛荘町道の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第 8号 愛荘町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第 9号 愛荘町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 愛荘町準用河川管理施設等の構造を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第11号 愛荘町町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について

- 日程第14 議案第12号 愛荘町手数料条例等の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第13号 愛荘町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第14号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第15号 愛荘町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第16号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第17号 愛荘町町営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第18号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
- 日程第21 議案第19号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 日程第22 議案第20号 愛知郡広域行政組合格約の変更について
- 日程第23 議案第21号 湖東広域衛生管理組合格約の変更について
- 日程第24 議案第22号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第25 議案第23号 町道の路線の認定につき議決を求めることについて
- 日程第26 議案第24号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第27 議案第25号 平成24年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第26号 平成24年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第27号 平成24年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第30 議案第28号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第31 議案第29号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第32 議案第30号 平成25年度愛荘町一般会計予算
- 日程第33 議案第31号 平成25年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第34 議案第32号 平成25年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算

- 日程第35 議案第33号 平成25年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
 日程第36 議案第34号 平成25年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
 日程第37 議案第35号 平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
 日程第38 議案第36号 平成25年度愛荘町下水道事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第38

出席議員（16名）

1番 伊谷正昭君	2番 嶋中まさ子君
3番 城貝増夫君	4番 高橋正夫君
5番 外川善正君	6番 徳田文治君
7番 村木嘉博君	8番 河村善一君
9番 西澤久仁雄君	10番 小杉和子君
11番 吉岡ゑみ子君	12番 瀧すみ江君
13番 森隆一君	14番 竹中秀夫君
15番 辰己保君	16番 本田秀樹君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村西俊雄君	副町長	宇野一雄君
教育長	藤野智誠君	理事	細江新市君
会計管理者	西川都々子君	まちづくり推進室主	林定信君
総務主監	福田俊男君	管理主監	北川孝司君
収納管理主監	辻善嗣君	住民福祉主監	杉本幸雄君
農林建設主監	山田清孝君	教育次長	村西作雄君
教育主監	國領順子君	総務課長	小杉善範君
環境対策課長	飯島滋夫君	住民課長	中村治史君
福祉課長	岡部得晴君	建設・下水道課長	中村喜久夫君
給食センター所長	満島徳男君	教育振興課長	青木清司君

事務局職員出席者

議会事務局長 徳田幸子 書 記 小泉周子

開議 午前8時59分

◎開議の宣告

○議長（本田秀樹君） 皆さん、おはようございます。早朝より大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（本田秀樹君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、議案審議に入ります。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第1、同意第1号 愛荘町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 村西俊雄君登壇]

○町長（村西俊雄君） おはようございます。それでは、今日は38案件にわたっての提案でございますが、どうかよろしく願いいたします。

まず、同意第1号 愛荘町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

今般、3月年末の3月28日をもって4年の任期を終了される曾我委員の後任として選任の同意をいただこうとするものでございます。

教育委員会委員につきましては、地方教育行政の組織および運営に関する法律によりまして、任期は4年、5人の委員で組織をされているところでございます。教育委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないということございまして、今般、保護者のうちから選任をさせたいだこうとするものでございます。

住所 滋賀県愛知郡愛荘町市1280番地16 中村ゆかりさん 昭和51年3月9日、まもなく37歳になられる方でございます。どうかよろしく願いします。

○議長（本田秀樹君） 本件を含め2件の人事案件の質疑・討論を省略しますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認め、質疑・討論を省略いたします。

これより、同意第1号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 全員起立であります。よって、同意第1号 愛荘町教育委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第2、同意第2号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 村西俊雄君登壇〕

○町長（村西俊雄君） 同意第2号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めるものでございます。

公平委員会委員につきましては、地方公務員法の規定により3人の委員で組織し、その任期は4年となっているところでございます。今般、現委員の望月つねじさんが、この3月31日をもって任期満了となります。1期を終了されるところでございますが、再任をいたしたく議会の同意をお願いするものでございまして、任期は25年4月から29年3月31日までということでございます。

住所 蒲生郡日野町内池424番地1 望月つねじさん 昭和24年9月9日、63歳の方です。どうかよろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 人事案件につき質疑、討論を省略し、これより、同意第2号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 全員起立であります。よって、同意第2号 愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第3、議案第1号 愛知川小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 杉本幸雄君登壇〕

○住民福祉主監（杉本幸雄君） 議案第1号 愛知川小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについて、愛知川小学校区学童保育所の指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決をお願いするものでございます。

学童保育所は、就労等により保護者が昼間不在である児童の放課後の健全育成のために設けられている制度でございまして、愛知川小学校区学童保育所は平成13年度に保護者が結成され、以後、小学校の校舎の横に専用施設の完成後の平成16年1月から保護者会が指定管理者となり運営を担っております。

今月末で第2回目の指定管理期間が終了することから、再度指定管理者の指定について議決をお願いするものでございます。記といたしまして

1、公の施設の所在地および名称

所在地 愛荘町沓掛480番地 名称 愛知川小学校区学童保育所

2、指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名

所在地 愛荘町沓掛480番地 名称 愛知川小学校区域学童保育所保護者会
代表者 会長 石部まやさんでございます。

指定期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間でございます。以上、よろしく願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 全員起立であります。よって、議案第1号 愛知川小学校区学童保育所の指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。日程の順序を変更いたしたいと思ひます。日程第4 議案第2号を日程第38 議案第36号の次に審議したいと思ひます。これにご異議ございせんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更をし、日程第4 議案第2号を日程第38 議案第36号の次に審議することに決定いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第5、議案第3号 愛荘町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

[総務主監 福田俊男君登壇]

○総務主監（福田俊男君） それでは、議案書の11ページでございます。議案第3号 愛荘町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてご説明させていただきます。この条例につきましては、今回新たに制定させていただくものでございまして、別冊の説明資料の17ページをご覧いただきたいと思います。

別冊の説明資料17ページに、制定理由ならびに趣旨を書かせていただいておりますように、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図るため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づきまして、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるため制定するものでございます。

もう一度、議案書の11ページに戻っていただきまして、この条例につきましては16条から構成をさせていただいております。第1条といたしまして趣旨、第2条では職員の派遣について、第3条では派遣職員の職務への復帰について、第4条は派遣

職員の給与について、第5条は職務に復帰した職員に関する愛荘町職員の給与に関する条例の規定について、13ページに移っていただきまして、第6条は派遣職員の復帰時における処遇について、第7条には企業職員または技能労務職員である派遣職員の給与の規定について、第8条につきましては報告、第9条につきましては法第10条第1項に規定する条例で定めている法人、第10条は法第10条第1項に規定する条例で定める職員、第11条は法第10条第1項に規定するその他の条例で定めている場合、第12条は法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合、第13条は法第10条第2項に規定する条例で定めている事項について、第14条では採用された職員に関する給与条例の特例について、第15条では対象派遣者の採用時における処遇について、15ページに移っていただきまして第16条では報告について定めさせていただいています。

付則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 全員起立であります。よって、議案第3号 愛荘町公益法人等への職員の派遣等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号・議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第6、議案第4号 愛荘町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第7、議案第5号 愛荘町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法

に関する基準を定める条例の制定について、関連があるので一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 杉本幸雄君登壇〕

○住民福祉主監（杉本幸雄君） それでは、議案第4号 愛荘町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例についてご説明を申し上げます。

議案書16ページでございます。そして、説明資料は18ページから20ページでございます。説明資料の18ページからをご覧くださいと思います。愛荘町地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の制定理由でございますが、まず議案第4号の方につきましては、医療介護者が利用する指定地域密着型サービスの関係でございます。

議案第4号、5号について、内容的には同じことをするわけございまして、地域主権一括法により、これまで国が一律に政省令等で定めていました義務付け、枠付けを、一定の範囲内で自治体が条例で定められるようになりました。

これに伴いまして、介護保険法の一部が改正をされました。これまで国が一律に厚生労働省令で定めていた指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準等について、事業者の指定権限を有する町が平成25年3月31日までの経過措置期間中に条例で定めることとされたものでございます。

これまで介護保険法や省令で定められていた基準が、「従うべき基準」、そして「標準」、「参酌すべき基準」に分類をされまして、参酌すべき基準というのはたくさんあるんですが、このうち必要な部分の一部について、町が独自基準を盛り込むものでございます。

愛荘町として、次の4点の独自基準を盛り込むものでございます。県内の状況につきましても、ほとんどよく似た状況でございます。若干の表現方法が異なっても中身的にはほとんどよく似た感じございまして、1点目としまして「記録の整備」、そして2番目としまして「非常災害時における地域との連携強化」、3番目として「運営規程」、4番目として「勤務体制の確保等」についてまとめたものでございまして、まず期間につきましては、文書の保存期間を2年から5年に延長をするものでございます。これにつきましては、介護報酬の請求にかかる記録の保存期間を5年間に、2年から5年に延ばすことによって、町から事業者に対する返還請求権の期間との整合を図るも

のでございます。

そして、非常災害時における地域との連携強化ということで、考え方としましては、地震など非常災害については、訓練や備蓄などの備えはもちろんのこと、地域と介護サービス提供事業所の連携が必要不可欠であると、そういうことから、サービス事業者が非常災害時に担う役割を、地域との連携を通じて明確にすることを求め、避難、防災等の訓練についての相互参加と非常時災害時の安全確保について盛り込み、非常災害時における指定地域密着型サービス事業者と地域との連携強化をうたっているものでございます。

そして、次の3点目の運営規程につきましては、省令で定められている事業の目的及び運営方針、従業員の職種、員数及び職務の内容、営業及び営業時間等に加えまして、個人情報の取扱い、そして地域との連携、入居一時金の取扱い、これらを新たな基準として追加をするものでございます。

そして、職員研修の充実ということで、特に高齢者の人権の擁護、虐待の防止などのため、責任者を設置するなど必要な体制の整備を行うとともに、研修の機会を確保しなければならないという条文を追加するものでございます。

議案第5号についても、まったく同じ考え方で定めさせていただくものでございます。

この議案第4号の第1章第1条から3条までが総則で、第2章につきましては定期巡回・随時対応型訪問介護関連について定めるものでございます。

第3章は夜間訪問型訪問介護について定めるものでございます。

第4章は認知症対応型通所介護、通所デイについて定めるものでございます。

第5章が小規模多機能型居宅介護について、第6章が認知症対応型共同生活介護、グループホームでございます。

第7章が地域密着型特定施設入居者生活介護、第8章が地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、第9章が複合型サービスでございます。付則といたしまして、この条例は25年4月1日から施行するものでございます。

次に、関連がございます議案第5号でございます。議案書106ページでございます。説明資料は21ページから22ページでございます。議案第5号 愛荘町指定地域密着型介護予防サービスの事業人員、設備および運営ならびに地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例ということ

で、議案第5号の方につきましては要支援者が利用する地域密着型介護予防サービスの基準を定めるものでございます。考え方は全く同じでございます、まず第1章といたしまして、総則を第1条から第3条まで、そして第2章といたしまして介護予防認知症対応型通所介護、第3章で介護予防小規模多機能型居宅介護、第4章といたしまして介護予防認知症対応型共同生活介護です。

そして、付則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

ちなみに愛荘町に関係する事業所でございますが、議案第4号の方につきましては、第4章の認知症対応型通所介護でたつみやさんとこんぺいとう、第5章で小規模多機能型居宅介護にゆらぎあんどん、じょいふるあいしょう、第6章の認知症対応型共同生活介護できずなということで、事業所が5事業が該当いたします。

そして、議案第5号の方ですが、議案第5号の方では該当事業所といたしまして、第2章の介護予防認知症対応型通所介護、たつみやさん、こんぺいとう、そして第3章の介護予防小規模多機能型居宅介護でゆらぎあんどん、じょいふるあいしょう、介護予防認知症対応型共同生活介護できずなさんが該当するというところでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番、瀧すみ江君。

○12番（瀧すみ江君） 12番、瀧すみ江です。この議案からずっと愛荘町では法律による条令制定ということが続くのですけれども、この第4も第5もというのが、本当に町民に関係が深いということが言えますので、質疑をしておきます。

参酌すべき基準がありますが、今回の条例制定においては上乘せというのか、一応条件をよくされたというふうに思いますので、問題はないわけですが、この参酌すべき基準という部分においては、基に法律があると思うので、その法律がある上に、その条例が成り立っている、定められていると思いますので、結局、最低限の規程は法律によって定められていると解釈していいのかどうかということについて答弁をお願いします。

○議長（本田秀樹君） 住民福祉主監。

○住民福祉主監（杉本幸雄君） 最低限の規程については、もちろん介護保険法で定められております。そして、関連するものを厚生労働省令等で定められているもので

ございます。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第4号 愛荘町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 愛荘町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第5号 愛荘町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第8、議案第6号 愛荘町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 福田俊男君登壇〕

○総務主監（福田俊男君） それでは、議案書の145ページをお願いしたいと思います。議案第6号 愛荘町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてご説明させていただきます。

この条例につきましても、今回新たに制定させていただくものでございまして、別冊の説明資料23ページに制定理由ならびに要旨を記載をさせていただいております。

要旨でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、愛荘町が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する対策本部の設置に関し、必要な指導を定めるため制定するものでございます。

議案書145ページでございますが、この条例は5条から構成をいたしております、第1条は目的、第2条といたしまして組織について、第3条では会議について、第4条につきましましては処遇、第5条は異変事故について定めております。

付則といたしまして、この条例は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行するものでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第6号 愛荘町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号～議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第9、議案第7号 道路法に基づく愛荘町道の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について、日程第10、議案第8号 愛荘町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の制定について、日程第11、議案第9号 愛荘町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、日程第12、議案第10号 愛荘町準用河川管理施設等の構造を定める条例の制定について、日程第13、議案第11号 愛荘町町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についての5議案は関連があるので一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監 山田清孝君登壇〕

○農林建設主監（山田清孝君） それでは、私の方から議案第7号 道路法に基づく愛荘町道の構造に関する技術的基準を定める条例以下、4条例を説明させていただきます。

この私が説明します今回の条例関係につきましては、昨日の町長の提案趣旨説明にもございましたとおり、国の地方分権一括法の関係で、今まで国の方で定めていた基準を各管理する自治体等で条例で定めるようにということで、この期限が25年4月1日ということになっておりますので、今回そういった形で、道路、河川、それから住宅、都市公園とそういった形で定めてございますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案第7号から説明をさせていただきます。

この道路法に基づく愛荘町道の構造に関する技術的基準を定める条例の関係でございますが、説明資料は24ページ、議案書は146ページでございます。これにつきましては、今まで道路法あるいは道路構造例で定められておりました技術的基準について、町で定めております町の条例で定めるものでございます。

中身につきましては、第1条の趣旨から第43条の歩行者専用道路までというふうな形で構成をしているものでございます。

なお、この条例につきましても平成25年4月1日から施行し、道路の新設または改築する町道について適用するものでございます。

なお、この表の中で非常に専門的なものが出てくるわけでございますが、147ペー

ジの第4条の表の関係でございますが、第3種、第4種というふうな形で147、148というふうな表が出てまいります。

この表について再度説明をさせてもらっておきます。これは、道路構造例に定められた表の関係でございますが、まず、第1種、第2種というのが載っておりますけれども、これにつきましては道路構造例の第3条によりまして第1種、第2種につきましては、高速自動車国道および自動車専用道路というものになっておりますので、当町には関係がございませんので抜いております。

そして、第3種、第4種という分け方でございますが、構造例によりまして、その他の道路という区分にされまして、第3種につきましては地方部、それから第4種につきましては都市部というふうな分類によりまして、各構造例が決まっているわけでございますので、設計基準等がここにあげておりますのは、いわゆるそういった形での区分けを設定していった、そこから通行量によりまして、設定基準が変わってくるわけでございますので、そういったものを詳細にあげたものが、ずっと各専門的な形で設計基準等をあげたものでございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第8号の関係でございます。

愛荘町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例、議案書161ページでございます。説明資料は26ページでございます。

これにつきましても、先ほど来申し上げております地方分権一括法の関係で、町の条例で定めるものでございます。これにつきましても、高齢者障がい者等の移動等の円滑な促進に関する法律および施行例をこのまま準用したものでございます。

趣旨につきましては、第1条としまして趣旨、第2条として定義、第3条としまして6つの構造基準、第4条として公園施設の設置基準というふうな形で構成するものでございます。

これにつきましても、付則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案書177ページ、議案第9号の関係でございます。

愛荘町道における道路標識の寸法を定める条例でございます。説明資料は27ページでございます。これにつきましても同じく地方分権一括法で、道路を管理する各自自治体が、道路標識についての寸法を定めるというような形で、こちらの方に基準を置

くものでございます。

第1条につきましては趣旨、第2条が定義、第3条が道路標識の寸法ということで、以下、178ページ以降、ずっと各道路標識につきましても寸法を定めるものでございます。

付則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行し、同日以降に提出する道路標識に適用するものでございます。よろしく願いをいたします。

続きまして、議案書の188ページ、議案第10号 愛荘町準用河川管理施設等の構造を定める条例でございます。

説明資料は28ページでございます。これも同じく一括法で地方公共団体が条例で基準を定めるものでございます。当町におきましては、準用河川というのはないわけですが、県の指導によりまして、今回同じような地方分権というような形で一括されるので、愛荘町においても該当する河川が今後出てくる可能性がございますので、そのことについて同じように定めておくように県より指導がございましたので、今回条例としてあげさせてもらうものでございます。

これにつきましては、第1章から第9章で構成されまして、第1章が総則で、第2章が堤防の関係、第3章が床止め、第4章が関、第5章が水門および樋門、第6章が揚水機場・排水機場およびおよび取水塔、第7章が橋について、第8章が伏せ越し、第9章が雑則というふうな形をお願いをするものでございます。

なお、この条例につきましては平成25年4月1日から施行するものでございます。以上、よろしく願いをいたします。

次に、議案第11号でございます。議案書200ページでございます。愛荘町町営住宅等の整備基準を定める条例でございます。

これにつきましても、先ほどから申し上げております地方分権の関係で、いわゆる町の町営住宅を建設する場合の整備基準を定めるものでございます。これにつきましては、愛荘町につきまして総則というふうな形で1章が3条まで、第2章として敷地の基準として4条から7条、第3章として8条から17条、これにつきましても、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。15番、辰己保君。

○15番（辰己 保君） 15番、辰己。条例ついて、1点お尋ねをしておきます。

当然、各市町に市条例なり町条例が設置されるということによって、一応条例ができた以上は、各市町の裁量権というものが生まれ得ることが予測できます。隣接市町との、その市町の条例改正が行われる場合は、惹起した時にはお互いをどう行うのか。例えば、隣接市町との連携ですね、それをどのように今後考えられているのかだけをお尋ねしておきます。

○議長（本田秀樹君） 農林建設主監。

○農林建設主監（山田清孝君） 条例改正の関係でございますが、基本的に今回も道路法に基づく町道の認定基準を定める条例の関係でございますが、これにつきましては愛犬の担当者が寄って基本的につくったものでございます。今後そういった形での条例改正をする場合には、もちろん議会にも上程させていただく前提としまして、基本的には国から県、県から町の方へそういった形での大きな改正部分につきましては指導もあるものと思っておりますし、今後そういった基本的な条項等の改正につきましては関係市町との連携、そしていろいろな境界等を持っておりますので、そういったところでの意見交換をやりながら、なおかつそういったものも改正部分につきましても十分関係市町と協議を進めて、そのあとで改正等につきましてはお願いするものがございますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第7号 道路法に基づく愛荘町道の構造に関する技術的基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 愛荘町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法

律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の制定について、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第8号 愛荘町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な道路の構造等に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 愛荘町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第9号 愛荘町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 愛荘町準用河川管理施設等の構造を定める条例の制定について、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第10号 愛荘町準用河川管理施設等の構造を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 愛荘町町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第11号 愛荘町町営住宅等の整備基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第14、議案第12号 愛荘町手数料条例等の一部を改正する条例を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。収納管理主監。

〔収納管理主監 辻 善嗣君登壇〕

○収納管理主監（辻 善嗣君） それでは、議案第12号 愛荘町手数料条例等の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書204ページからでございます。別冊説明資料については30ページでございます。それでは、別冊説明資料で説明させていただきます。30ページをご覧ください

たいと思います。

今回の改正の理由でございますが、住民基本台帳カードを利用して、全国のコンビニエンスストアに設置されております多機能端末から住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書などを発行しておりますが、さらに住民の利便性の向上を図るため、税関関係証明を追加し、その証明手数料の額を定めるとともに、住民基本台帳カード等の交付手数料を無料とする期間を延長するものでございます。

条例の要旨でございますが、まず、①コンビニ交付の種類に所得証明書、課税証明書を加えまして、その交付手数料の額を自動交付機で発行する額、一件 200 円と同額とするものでございます。

また、②住民基本台帳カードのさらなる普及を図るため、カード手数料、交付手数料を本年 3 月 31 日まで無料としておりますが、これを平成 26 年 3 月 31 日まで 1 年間延長するとともに、外国人住民さん向けのあいしょうタウンカードにつきましては本年 7 月 7 日まで期間を延長するものでございます。7 月 8 日以後につきましては、外国人住民の方についても住民基本台帳ネットワーク、いわゆる住基ネットの運用が開始され、住民基本台帳カードを交付することとなるものでございます。

施行日につきましては、①の税証明関係については 25 年 4 月 1 日から、②のカード交付手数料の無料期間の延長は交付の日からそれぞれ施行するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。15 番、辰己 保君。

○15 番（辰己 保君） 15 番、辰己 保。この議案についてですが、課税証明書、所得証明書をコンビニにおいても交付ができるようにということで改正をされて提案がされています。それで、私自身、担当課にも行って、私の疑問点を聞く中で、より一層拡大することが望ましいのかどうかということに至ったわけです。それで、確かに自動交付機そのものはどういうサービス提供になっていくかと言えば、当然、共働き家庭、要するに昼間に庁舎が開設されている時間帯に庁舎に行けないという方へのサービスということでは非常にメリットがあるわけです。ですから、その点においては、当然費用対効果がどうであるかということには留まらないだろうということは考えます。

しかし、実際問題、年間インターネットで調べましたら、年間 995 万円の経費が要

るといふように、それは担当課でも確認しました。それで、じゃあ今、自動交付を行っている諸証明、その総額がどれだけになっているのか、いけば、平成23年度決算を調べれば、煙火、要するに花火やらそういう問題を除けば、1,076万6,350円、費用対効果は今言いましたように、住民サービスという観点では一定のメリットがあるだろうけれども、費用対効果として言えば、果たしてどうであるのかという疑念が出てくるわけです。こうした数値がどのように行政として評価をしているのかということが、まず1つです。

次に、自動交付機の利用の状況を見てみる必要があるということで、20年度に自動交付が始められて2万1,763件中3,854件、平成21年度は1万9,928件中5,172件、平成22年度はコンビニ交付が始まりまして1万9,814件中5,601件、内訳は5,480件と170件、そして、平成23年度は1万9,874件中5,536件、内訳は5,063件と473件、先だつての全協では、今年度の11月までのこの状況が報告をされたわけです。

私が言いたいのは、今数字を、交付総数を聞けばあまり変動がない。大きく変動して増加傾向である中で、その利便性をより追求するというので、コンビニ交付を拡大するというのならわかるのですが、別にそう浮き沈みがあるわけではない。平均化しているということは、私は1つ証明ができたといふふうに思っているわけです。

特にその中で一番利便性が高い住基関係と印鑑登録証明書です。ほとんどがそれに交付されています。ですから、自交付で課税証明書、所得証明書が発行されているのは平成20年度でみれば308件でしたかね。21年度は140件、22年度は303件、23年度は270件、こんなんです。総数は、その2つの総数はもちろん波がありますから4,000件から5,500件でした。そのうちの自交付がこれだけなんです。そこから見ると、私自身なおコンビニ交付を平均して4%です。それは行政が全協で言ったんです。そうすると、50件ぐらいしかコンビニ交付が受けられてない。

そこはもう少し、行政も所得と課税ですので、証明書ですので、その証明書の意味合い、そこを考えた時にコンビニ交付は馴染むのか馴染まないのか。という問題に次に発展すると思います。今、私数字を言いましたように、こういう数字であるにもかかわらず、コンビニ交付を行うという根拠、メリット、もう少し突っ込んで言えば、庁舎の横にある、今皆さんもご存じのように、プライバシーを侵害しないようにということで壁があります、衝立が、それで、かなり利用者は安心感を持っています。も

う1つ、庁舎の横だからこそ、何かがあれば職員さんに言えるという、その安心感もあります。コンビニ交付というのは、誰もが、そして不特定多数の方が出入りしているわけですから、そこにバリアもなければ、そういうものがなければなかなか使いにくい。万が一、機械そのものはセキュリティーが高いかもわかりません。しかし、その交付を受ける作業の最中、次の段階で一定の安心感がどうであるのか。そこまで要するに検証されたのか。私は利便性という追及は否定していないのです。しかし、現状でどうであるのかということがあるわけで、今言いましたように、そうしてまで拡大する根拠についても答弁をいただきたい。

もう1点、どこのコンビニで、全国で利用されている、できるというメリットですから、町外での利用件数を把握されているのかどうか、その3つについて、とりあえず答弁をいただきます。町外はちょっとすぐにはできないですか。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） ちょっと私から主な点だけ、まず、コンビニ交付は費用の割りにして使用率が低いという、費用対効果からしてどうかというご指摘だと思うんですが、確かに今のところ、コンビニ交付の件数は少ないと思います。しかし、これからどんどん、そのコンビニ交付をするコンビニの店ですね、何と言ったらいいのでしょうか。今1店なんですけれども、1店というのか1コンビニですね。全国で1万店あるらしいですけれども、これからもっとやってくれるあれが増えるというふうに聞いています。そうなりますと、もっと何万店かにも広がってくる。非常にそういう面で利便性が高い。

町外、確かにどのぐらい利用されたか、今のところ把握いたしていませんが、例えば、東京なんかにいるサラリーマンがわざわざ故郷に帰って新幹線往復の利用料金を使って取りに帰ってということに比べれば、もう相当な費用の軽減になると。この所得証明とか課税証明手数料については、たぶんそのサラリーマンが東京の企業で、こちらに住所を置いたまま、家族を置いたまま赴任している人はけっこういるようなんですけれども、その税金の控除、扶養控除を受けたり、あるいは社会保険等の扶養証明の場合は、これを付けんらんとします。そうすると、やっぱり、企業の勤めている人の所得証明というのはやっぱりいるんですね。そういった場合に、近くのコンビニで、これがさっととれて、扶養申請が済めば非常に利便性が高いというように思います。

これはいろいろなものがコンビニはできるような時代になってきて、今後どんどん広がってくるのではなからうかというふうに思います。また、役場にもございますけれども、対人でもらうというよりも、機械相手の方が気楽でいいという、若い人なんかけっこうそういう人が多いもので、今後自動交付あるいはコンビニ交付というのが増えてくるのではなからうかというふうに思っているところです。

町外交付がどれぐらいあるのか、ちょっと把握できていたら所管の課からお答えください。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩いたします。10時20分まで休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時19分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。管理主監。

○管理主監（北川孝司君） 辰己議員の質疑にお答えいたします。費用、メリットについては町長の方からお話したとおりでございますが、コンビニ事業者につきましては、今セブンイレブンさんだけですけれども、平成25年度からはローソンさん、そしてサークルKサンクスさんも参画されるというふうに聞いております。時期については、まだわかりませんが、その2事業者の方が参画されるというふうに聞いております。

そして、先ほどありました発行の町外の情報の把握ということですが、平成23年度におきまして、発行場所別の率を出させていただいております。町内につきましては72.1%、町外につきましては27.9%でございます。この町外の27.9%のうち8%については県外で発行されております。ちなみに、多いのは大阪、兵庫、岐阜、愛知県、遠いところもあつたんですけれども、一応そういうふうな発行になっております。以上、よろしくお願いたします。

○議長（本田秀樹君） 15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番、今言われたように、町内、町外の利用率、要するに4%の内の利用率というふうに解釈をすべきであります。それで、今費用対効果のこれは、同時にそのように平成25年からローソン、サークルKが入って拡大できると、じゃあ、我が町のそのコンビニすべてにコンビニ交付を使えるようにするという意味の今日の費用対効果を同時に、先ほど費用対効果を質問しているのだから、それを同時に答えなければ、その根拠が見いだせない、拡大する根拠が。

でも、費用対効果が自分からも言っているように、費用対効果は今そういう結果が出ているけれども、今言うように県外で8%の人が使われていると、それは使っているのは、要するに町内の人も使っている印鑑登録証明書であったり、住基関係、そういうものがほとんどなんや、自交付の交付は、今言うように。じゃあ、課税証明書と所得証明書はずっとおちているわけで、そこらも庁舎内で検討をされたのかということをおは問うているわけです。

そういう検証も全部して、説明しなければ、議会に説明できる責任があるでしょうと言っている。その場、その場の答弁だけで、ことを済ませて、今住民サービスを向上させるんだと、しかも、コンビニは増えていくんだと、だからより向上するんだと、その説明だけで、それでは行政も今の時代にはそぐわないということをおは言っているのです。

これはなぜそこまで言うのかと言え、法律そのものが競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、要するに市場化テストなんです。だから市場化テストを我が町を通してされているんですよ。しかもコンビニ交付はその先進をいったんですよ、我が町は。だから、その市場化テストをどのように評価していくのかということが問われていくわけでしょう。事実その法律がそうなんです。市場化テストなんです。だから、コンビニ交付をした時に市場化テストでどうなんだという検証をしなかったんで答えにならない。この法律に基づいてやっているんだから、でしょう。

それで、次に、とりあえず、やはりこれからは議会も行政も自治基本条例を制定しようと言っているでしょう。住民に説明責任があるんだと言って、自らそれをやっていくのでしょ。じゃあ、その説明責任を果たさないとかん、だめだということですよ。町長、そういうことなんです。高らかに最高規範をつくろうと言っているんですからね。利便性はわかりません。総合的に検証した上でも説明責任を果たす。

それで、法令の29条、34条等で、そういうようなものを公共サービスの特例的なものがうたわれているということで、こういうコンビニ交付やそういうものに発展していったんだろうと思います。それと同時に47条で市場化テストの実施に際しては、特定公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性および公正性を確保するために、条例において市議会、その他の合議制の機関を置くものとするということがうたわれています。そういう合議機関が当町にも設置しているのかどうか。今は法律に基づいてということが、質問がまず1つです。

もう1つ、これは公証行為であるというので、町長名において行う業務、そうですね。だからいろいろなセキュリティーをもってやっているわけです。だから同じ町長名で発行するんです、公証行為は。当然この行為は国の責任においてやらなければならないんですよ、原則。それで作成をする、コンビニのコピーすることは作成段階に入るわけです。でもコンビニはその業務をやっているだけであって、事業をコピーする。作成する段階において、それが法令に基づいて町長の判断行為、言語の管理と職員が自らが責任を持って実施すべき業務は確実にを行うことを求めているということなんです。ここの整合性をどのように図っておられますか。非常にこれは難しい。本当にこれは難しい。だから、どういうふうに総務課がこの法律解釈をされたのかということ。総務主監、ぜひ。だから、町長が全部判断できないから。今言うように、職員の責任において作成するものであるということなんです。それとコンビニ交付が私は今のサービスを利用するのはいいんで、でも課税や所得証明をする時により一層この行為は法令に基づいて必要になってくる、職員の責任においてやるわけですね。ここの整合性をどのように認識されているのか、答弁をお願いしたい。

○議長（本田秀樹君） 町長。

○町長（村西俊雄君） 今市場化テスト、非常にちょっと私もよく勉強できていない分野のご指摘で、これからもっと再度確認していきたいなというふうに思っているところですが、コンビニ交付につきましては、先端的な書類処理を取り組んでできましたけれども、当初そういう先端的なものについては、国も広げるという意味でかなり補助制度を使いました。あとからやるとついていけないところもけっこうやっぱり今でもあるんです。自動交付制度にしても、今は自分のところの自前の費用でやらんならん、近隣の町をやりたいけれども費用がかかり過ぎるというのは確かにありますし、我々はこの町は先端的にやったために、ほとんど工事は初期投資を受けたという優位性がありました。徐々にコンビニ交付も所得証明、課税証明、今回ですけれども、その前に戸籍謄抄本もやりましたし、それらは業務が拡大することに拡大しているわけではなく、初期投資さえしておけば、あとは業務はどんどん増やしていけると、その証明を出す種類が増やしていけるということでやっておりますので、ランニングコストは当然かかってきますけれども、そのための拡大するための費用はそんなかからないというふうに見ています。

今も合議機関とか、評価とか市場化テストのその法律に基づく処理がやれているか

どうかについては、ちょっと私もそこは十分できていないように思いますので、法的にもう一度確認する必要があるというふうに思っています。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

○総務主監（福田俊男君） 2点ご質問をいただきましたので、それぞれお答えしたいと思います。

まず、このコンビニ交付を接続するにあたってのいわゆるコンピュータ上のネットワークと等の関係もございまして、その審査会機関の方のご質問でございまして、22年の11月からこのコンビニ交付につきましては開所いたしておきまして、その時点におきましても、個人情報保護審査会というものを設置をいたしておきまして、その中で接続等についてのご判断をいただいて承認をいただいたこととございまして、したがって、今回の4月から2段目の拡大をしておりますが、これらにつきましても個人情報保護審査会において、2月12日だったと思っておりますが、審議をいただいて妥当であるというふうな旨の回答をいただいて実施をするものでございまして。

次に、市場化テストについての職務の考え方と言いますか、意識はどうかというふうな点でございまして、当然、業務にあたっては、これらの業務につきましても、公益性、妥当性等につきましても判断をさせていただいて、導入等をさせていただくということで考えさせていただいております。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（本田秀樹君） 15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番、辰己 保。今とりあえず、今言われたように、確かに公平性等々そうしたものが、考えて事務を進めているというふうな答弁であったわけですが、しかし、法律に基づいた、今まともに大事な問題、町長の判断行為、原簿の管理等、職員が自ら責任を持って実施すべき業務を確実にを行うという観点から、どうであるかということ、町長自らはもう一度警鐘という言葉はいいのかわかりませんが、そういう答弁であったと。総務主監はそこも言わないで曖昧な答弁であったので、改めて、要するに、私が今指摘したことを再度庁舎内で検討して、その行為についての正当性、その点総務省等が関与しているわけですから、問題がないんだろうと思っております。しかし、こうしてブレーキを掛けているんです。

ですから、やっぱり議員に対してははっきりと答弁をいただけるように、総務主監、していただくことを確約をいただいております。当然、ご意見でいいわけですから、それをいただいております。ということで、それを確認だけの答弁をいただきます。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

○総務主監（福田俊男君） ご質問の件でございますが、まず今回のコンビニ交付に至る前に、自動交付機等につきましても導入いたしております。この時点につきましては所管官省が法務省でございますので、法務局等とも協議をさせていただいて実施に向けての取り組みをさせていただきました。

今回コンビニ交付につきましては総務省所管ですので、総務省にもそれらについての協議をいたしたところがございます。全般に関わる市場化テストの業務推進でございますが、当然、それぞれの所管側の定める基準等も参考にしながら、業務の調整をさせていただいて取り組みをさせていただこうと思っておりますし、先ほど申し上げておりますように、保護審査会におきましても、会からいただきましたのは、それらの事業の広域性なり、あるいは妥当性というふうな法律的解釈等も結果いただきながら、事業の推進に取り組んでまいっているところございまして、それぞれ事業展開するにあたりましては、関係する所管や各課とも協議を進めていきたいと思っておりますので、また内部の協議も深めて実施をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○15番（辰己 保君） 議会に報告してくれるかということを知っているわけです。総務省であろうが、法務省であろうが、どこであろうが。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時32分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。総務主監。

○総務主監（福田俊男君） 再度お答えしたいと思います。

それぞれの業務をするにあたりましては、その都度議会の皆さま方にも状況を説明しながら進めてまいったところございまして、今ほどのご指摘の点につきましても、事前に事業を実施する前につきましては、全員協議会なり、また各委員会でのご説明をさせていただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。15番、辰己 保君。

○15番（辰己 保君） 15番、辰己。反対討論を行います。私は、議案第12号 愛荘町手数料条例等の一部を改正する条例に反対をします。

私は公共サービスのあり方が問われている条例改正だと思っているわけです。住民生活を考察した上での住民の利便性の向上の追及は当然容認されていいと思っています。しかし、内閣府、2008年に窓口業務は公証行為など、市町村長の名前において実施する業務であり、市町村職員が自ら責任を持って行う業務が行われるとし、民間事業者が業務を取り扱わせる際には、市町村の適切な管理の確保に留意することを求め、具体的には民間事業者が業務を実施する官署内に市町村職員が常駐し、不測の事態に際しては当該職員自らが適切な対応を行うことができる体制とすること等が考えられるとし、法律に基づく市町村長の判断行為、原簿の管理と、市町村職員が自ら責任を持って実施すべき業務は確実にを行うことを求めています。

市町村長の名前において実施する業務の核心部分である作成については、委ねることができない、作成に至る判断、決定行為は町職員が担当することになるわけです。この作成に関する判断、決定行為は自動交付では判断ができないということになって、安易にこの行為をすることは望ましいのかどうかという相反する方向性も示しているわけです。

よって、職員が自らの責任において臨機適切な対応ができない。ましてや業務の核心部分である作成に至る判断および決定行為も放棄する窓口業務の拡大は認めることはできないと私は考えます。公共サービスのあり方につき、特定多数の買い物客がいる中での、要するに機械、セキュリティだけの問題だけではなくて、個人情報保護を確保する、人権保護と法令順守と、そして安定性の観点から、この拡大に疑義があるということを訴えて反対討論とします。

○議長（本田秀樹君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） これで討論を終わります。

これより、議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立多数です。よって、議案第12号 愛荘町手数料条例等

の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第15、議案第13号 愛荘町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 小杉善範君登壇〕

○総務課長（小杉善範君） それでは、議案第13号 愛荘町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。議案書は205ページ、別冊の資料では33ページをご覧くださいと思います。

改正する理由といたしまして、地域社会における共生の実現に向けた新たな障害保健福祉施策を構ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布され、その一部が平成25年4月1日および平成26年4月1日から施行されることから、非常勤の職員に対する公務上の災害に対する補償に関する制度等の規定の関係条項を改正するものであります。

改正する条例の要旨は、第1条および第2条は愛荘町非常勤の職員の公務災害等に関する条例の一部を改正する条例、第3条は愛荘町障害者自立支援法施行条例の一部を改正する条例、第4条および第5条は愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例として、それぞれの条例で障害者自立支援法を障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に改めるとともに、引用条項を改正するものであります。

付則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するものです。ただし、第2条および第5条の規程につきましては平成26年4月1日から施行するものです。よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第13号 愛荘町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第16、議案第14号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を議題にいたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

[住民福祉主監 杉本幸雄君登壇]

○住民福祉主監（杉本幸雄君） 議案第14号をご説明申し上げます。

議案書207ページ、説明資料37ページから44ページでございます。愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例でございます。説明資料の37ページをご覧ください。

この改正をする理由でございますが、子育て支援の一環として小学生の医療費の無料化を25年8月1日から実施するものとし、小中学生の入院医療費の助成を今日までしているところでございますが、1日当たり1,000円、月額1万4,000円限度の一部負担金を小学生については完全無料化、これに伴う中学生の入院医療費も一部負担金を廃止をするということで、中学生の入院費の無料化を同時に行うということでございまして、中学生の入院医療費の一部負担金を廃止し、中学生の入院費の無料化を同時期から行うために一部を改正するというものでございます。

それと併せて、先ほどもございましたが、障害者自立支援法の名称が、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に改められましたので、この法律名称の改正も同時に行うものでございます。

次に、改正条例の要旨でございますが、第1条第1項につきましては字句修正でございます。第2条第1項第1号につきましては乳幼児の定義と除外について定めるものでございます。第2条第1項第1号の次に、次の1号を加えるといたしまして1号の2、これは小学生の定義でございます。第2条第1項第2号につきましては中学生

の定義、そして第2条第1項第3号アにつきましては重症心身障害者（児）の定義と除外についてでございます。そして、第2条第1項第8号の2は法律名の改正でございます。そして、第2条第1項第9号、第2条第1項第10号につきましては字句修正でございます。第3条第2項につきましては小学生まで医療費の無料化を拡大するものでございます。第3条第2項第1号は入院医療費について中学生の自己負担金を削除するものでございます。第4条1項と第8条第2項につきましては小学生の医療費無料化に伴うものでございます。そして、別表につきましては小中学生の入院にかかる自己負担金の廃止、小学生は完全無料化とするものでございます。

付則といたしまして、施行期日は平成25年8月1日から、そして経過措置といたしまして、改正条例の施行の日前に受けた医療にかかる助成については改正後の愛荘町福祉医療助成条例の規定に関わらず、なお従前の例によるものとするものでございます。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第14号 愛荘町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第17、議案第15号 愛荘町都市公園条例の一部を改正する条例を議題にいたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監 山田清孝君登壇〕

○農林建設主監（山田清孝君） それでは、議案第15号 愛荘町都市公園条例の一

部を改正する条例について説明をさせていただきます。

この条例改正につきましても、地方分権一括法に伴いまして、都市公園の配置および規模に関する技術的基準及び都市公園における公園総数として設けられる建設物の建築面積に関する基準の条例委任が行われたところでございます。

また、同じく条例委任として、議案第8号で先ほど条例制定をお願いしました愛荘町高齢者障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化に必要な道路構造等に関する基準を定める条例の制定をさせていただいたところでございます。これに伴いますこの都市公園の条例の改正でございます。

議案書 209 ページ、説明資料 45 ページでございます。改正の主な部分につきましては、いわゆる目次部分を新たに付けさせていただいて、第1章から第5章というふうな形であげさせてもらっているものでございます。それと、大きくは第1条の次に第2条から第18条を、209 ページからいろいろと条例があるわけでございますが、18条までの部分の条例を1条の次に加えさせていただいて、いわゆる今申し上げた基準等をここにあげさせてもらったものでございますので、よろしくご審議の方をお願いしたいと思います。

なお、この条例につきましては公布の日から施行するものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第15号 愛荘町都市公園条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第18、議案第16号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題にいたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監 山田清孝君登壇〕

○総務主監（福田俊男君） 議案第16号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案書218ページ、説明資料70ページでご覧いただきたいと思います。今回の改正につきましては、道路法施行令の一部の改正が行われたことに伴い改正をお願いするものでございます。

主なものとしましては、道路の占用許可対象物件として太陽光発電等の施設を追加するものでございます。議案書につきましては220ページの下から4段目、政令第7条第2号にかかげる工作物として占用面積1㎡当たり1年間820円徴収するものでございます。

これにつきましては平成25年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第16号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第16号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第19、議案第17号 愛荘町町営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を議題にいたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

[農林建設主監 山田清孝君登壇]

○農林建設主監（山田清孝君） それでは、議案第17号 愛荘町町営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を説明させていただきます。

議案書223ページ、説明資料79ページでございます。これにつきましても、地方分権一括法に伴いまして、公営住宅法が改正されました。その中で納付申告要件および入居者の収入基準の関係が条例委任されるようになりました。これに伴います条例の改正をお願いするものでございます。

議案書223ページ、7条の1項としてという形でずっとあがっておりますけれども、収入基準を現行どおりの数字としてあげさせていただきました。それから、それ以後の2項以下につきましては、具体的な納付申告要件を適用しない規定をあげたものでございます。先に説明させていただいたとおり、当町営住宅につきましては2DKあるいは3DKというふうな形で、単身世帯につきましても基本的に認めていないわけでございますけれども、こうした形での単身でも入れるというような条件をここに追記させていただいたものでございますので、よろしく願いいたします。

付則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第17号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第17号 愛荘町町営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号、19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第20、議案第18号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、日程第21、議案第19号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更については、関連があるので一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 小杉善範君登壇〕

○総務課長（小杉善範君） それでは、議案第18号について説明させていただきます。

議案第18号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてであります。議案書は226ページでございます。地方自治法286条第1項の規定に基づき、滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合の組合理約の一部を変更することにつき、関係市町が協議することについて、同項の規定に基づき議会の議決をお願いするものです。

別冊資料の87ページでございますが、変更する字句といたしまして、同組合の移転および議員定数の減により組合理約の一部を改正するものでございます。議案書227ページでは組合理約の一部を次のように改正するというので、第5条中「大津市京町4丁目3番38号」を「大津市松本1丁目2番1号」に改め、第6条第1項中「12人」を「11人」に、第6条第2項中「3人」を「2人」に改めるもので、付則としまして、平成25年4月1日より施行するものでございます。

続いて、第19号につきましては、議案書228ページであります。

同じく、地方自治法の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。別冊資料の89ページでございますが、組合理約を変更する理由といたしまして、滋賀県市町村職員退職手当組合の事務所の移転および滋賀県自治会館管理組合が滋賀県市町村職員退職手当組合から、平成25年3月31日をもって脱退されることにより組合理約を改正するものであります。議案書229ページには組合理約の一部改正として、第4条中「大津市京町4丁目3番38号」を「大津市松本1丁目2番1号」に改める。別表第10、滋賀県自治会館管理組合を省くものであります。

付則といたしまして、この組合理約は平成25年4月1日から施行するものでございます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第18号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合の規約の変更について質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第19号 滋賀県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少および滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第22、議案第20号 愛知郡広域行政組合規約の変更についてを議題にいたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長。

〔総務課長 小杉善範君登壇〕

○**総務課長（小杉善範君）** それでは、議案第20号 愛知郡広域行政組合格約の変更について説明させていただきます。

議案書230ページでございます。地方自治法第286条第1項の規定により、愛知郡広域行政組合議会議員定数を変更し、愛知郡広域行政組合格約を次のとおり変更することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いをするものでございます。

別冊の資料91ページでございます。改正する理由といたしまして、愛知郡広域行政組合議会の議員定数を平成25年4月1日から、東近江市および愛荘町それぞれ4名から1名削減し3名とし、合計6人とするため、規約の変更を行うものであります。

議案書231ページにつきましては、規約の一部を次のように改正するというもので、第5条中「8人」を「6人」に改め、同条第1項および第2項中「4人」を「3人」に改めるものでございます。

付則としまして、この規約は平成25年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願いたします。

○**議長（本田秀樹君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（本田秀樹君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（本田秀樹君）** 討論なしと認めます。

これより、議案第20号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（本田秀樹君）** 起立全員であります。よって、議案第20号 愛知郡広域行政組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**議長（本田秀樹君）** 日程第23、議案第21号 湖東広域衛生管理組合格約の変更についてを議題にいたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 杉本幸雄君登壇〕

○住民福祉主監（杉本幸雄君） 議案書の232ページをご覧ください。議案第21号湖東広域衛生管理組合同規約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、障がい児支援の強化を図るため、児童福祉法が一部改正されたことに伴い、湖東広域衛生管理行政組合の規約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございまして、説明資料の93ページをご覧ください。

地域社会における共生の実現に向けた新たな障がい保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布をされ、その一部が25年4月1日から施行されることから、湖東広域衛生管理組合同規約規定の関係条項を改正するものでございまして、別表中、障がい者自立支援法を障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に改めるものでございます。法律名称の改正に伴う改正でございます。

付則といたしまして、この規約は平成25年4月1日から施行するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時07分

○議長（本田秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○住民福祉主監（杉本幸雄君） 申し訳ございませんが、議案書232ページの中で修正をお願いいたします。本文の2行目でございます。右側の方の湖東広域衛生管理組合でございますが、「行政」が入っておりますのを削除をお願いしたいと思います。以上、よろしく願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第21号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の

諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第21号 湖東広域衛生管理組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第24、議案第22号 損害賠償の額を定めることについてを議題にいたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

[総務主監 福田俊男君登壇]

○総務主監（福田俊男君） 議案書の234ページでございまして、議案第22号 損害賠償の額を定めることについてご説明をさせていただきます。

損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

相手方につきましては徳島県板野郡松茂町中喜来字中かうや36番地、国見清章氏でございます。事故の概要でございますが、平成24年12月10日午前11時50分頃、徳島県藍住町コミュニティセンターで開催されました第27回国民文化祭徳島2012 藍フェスティバルにおきまして、近江の麻の振興を目的に実演体験等を行うために出張いたしておりました職員が業務を終え、帰庁のため徳島県の主要中央道29号線を走行中に、前方の確認が不十分であったため、停車中の相手方の車輻に追突し、破損されたものでございます。損害賠償額につきましては16万円でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番、西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 9番、西澤久仁雄です。議運でも申しまして、全員協議会でも発言があったと思っておりますけれども、12月10日に事故があったにも関わらず、この3月、1月放っておいたと。なぜ、12月議会中であったあの中で、実はこういう事故があったけれども、今こういう交渉中ですか、そういう一報がなぜ言えなかったのかという質問が第1。

それから、たびたびこういう事故が起きていますので、職員の綱紀粛正、どのよう

にされているのか。

また例規集によりますと警察の診断を受けないとあかんという1例もありますので、それを行っているのかどうか。せっかく例規集の1の7,839にずっといいことは載っていますけれども、その全部とまでは行かなくても、肝心なところだけ指導ができているか、できていないか。その3点を質問します。

○議長（本田秀樹君） 総務主監。

○総務主監（福田俊男君） お答えしたいと思います。3点ご質問いただきましたので、順次ご説明したいと思います。

まずは1点目につきましては、たび重なります職員の不注意によりまして、行為者等の賠償をお願いいたしております誠にしりたく思っています。報告が遅れましたことについてのご指摘でございますが、確かに12月議会開会中に起こりました事故でございます、その期間中ございましたので、機会があればご報告をさせていただくのが本意でございますが、何せ示談等の交渉を行って額が定まってから議案という形をお願いをいたしておりました関係から、ご報告が遅れましたことをお詫び申し上げます。

以後につきましては、先だってもご報告いたしておりますように、先ほどまた公用車におけます物損事故が発生いたしましたので、その都度ご報告をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

2点目に事故等についての、いわゆる対応でございますが、従来から職員の公用車、私用車問わずに運転につきましては、交通法規なり、安全運転のマナーを遵守するように、機会あるごとに注意を喚起いたしておりますが、これらに伴って町におきましては職員の懲戒処分に関する指針を設けさせていただいております、この中でも交通事案についての項目を設けさせてもらっております、いわゆる分限処分等の処分規定等も考えさせてもらっています。

今年に入りまして、公用車の事故が9件ございまして、その他に私用車の事故につきましても9件ございまして、今日現在で今把握いたしておりますのが、公用車、私用車含めて18台ということで、そういうふうな注意も喚起させてもらっておりますし、これらにつきましては、ある一定まとまった時点で処分等につきましては考えさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

その次に3点目の職員に対する、いわゆる注意喚起の研修等でございますが、当然

全体集合研修におきます交通法規等の遵守等につきましては、もちろんのことですが、度重なる重複の事故等を起こしております職員等につきましては、東近江警察署管内の交通安全運転管理者、安全運転管理者協議会でシミュレーションの研修等も行っていただいております、これについては管内広うございまして、受講定員の定数の関係もございまして、先ほど言いましたように、非常に重大な事故もしくは度重なる事故を連続して起こしている職員等につきましては、こちらの方から指名させていただきます、それらの研修も受講をいただいて、いわゆる運転の診断等もしているところがございます。

いずれにいたしましても、都度注意喚起なり、注意をさせていただきながら、先ほど言いましたように、処分等の指針に基づきながら、これらにつきましても対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（本田秀樹君） 9番、西澤久仁雄君。

○9番（西澤久仁雄君） 今、答弁いただきましたけれども、いつも同じような答弁をいただいております。先ほど私が言いましたのは、せつかくここに例規集に愛荘町職員の自動車安全運転対策の充実強化に関する要綱として載せていただいておりますので、最後、自動車運転適性診断の受診というところにありますので、ここに書いてあることを大きな声では言いませんけれども、これを遵守していただくように要望して終わります。

○議長（本田秀樹君） ほかに質疑にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第22号 損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第25、議案第23号 町道の路線の認定につき議決を求めることについてを議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監 山田清孝君登壇〕

○農林建設主監（山田清孝君） それでは、議案第23号 町道の路線の認定につき議決を求めることについて説明をさせていただきます。議案書235ページ、説明資料95ページでございます。

次の路線を町道の路線に認定することにつき、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決を求めらるるものでございます。山川原地先の町道の関係で11本をお願いするものでございます。認定の理由としましては、山川原小集落地区改良事業推進のため、新規に認定をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第23号 町道の路線の認定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第26、議案第24号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）を議題にいたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

〔総務主監 福田俊男君登壇〕

○総務主監（福田俊男君） それでは、議案書の237ページをお開きいただきたいと

思います。、議案第24号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）をご説明させていただきます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,895万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億9,135万8,000円とするものでございます。

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表繰越明許費」による。

第3条 地方債の変更は「第3表地方債補正」による。

次に、243ページをお開きいただきたいと思います。「第2表繰越明許費」でありますが、総務費の湖東三山スマートインターチェンジ周辺地域整備事業164万円、商工費の湖東三山スマートインターチェンジ周辺地域活性化施設整備事業460万円、土木費につきましては、国の日本経済再生に向けました緊急経済対策補正予算の関係から道路維持補修事業4,490万円、教育費の郷土読本（仮称）私たちの愛荘町編集事業235万2,000円を平成25年度より繰り越しさせていただくものでございます。

次のページの「第3表地方債の補正」でございます。合併特例事業の起債限度額を2,530万円追加し、2億1,530万円とするものでございまして、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

次に、事項別明細書に各科目の補正額および主な内容を説明させていただきますので、247ページをお開きいただきたいと思います。この補正予算につきましては、歳入面につきましては町税等の収入見込みや国県の交付金、補助金などの交付決定によるもの、また歳出面におきましても各事業におきます入札差額や実績見込みなどによるものが主なものでございまして、歳入歳出の調整をさせていただいたものでございます。

まず歳入でありますが、町税町民税につきましては、収入見込みにより個人所得割1,500万円の追加、法人の滞納繰越分700万円の追加、固定資産税につきましては評価替えなどによりまして土地800万円の減額、家屋5,200万円の減額、償却資産1,200万円の減額、町たばこ税900万円の追加でございます。

分担金及び負担金民生費負担金につきましては、収入見込みによりまして保育料保護者負担金1,275万円の減額、老人ホーム入所負担金50万円の追加、衛生費負担金につきましても健康診査検診負担金81万8,000円の減額、使用料及び手数料教育使用料幼稚園使用料50万円の追加、総務手数料につきまして予算更正でございます。

次のページに移っていただきまして、国庫支出金民生費国庫負担金につきましては、交付決定により保育所入所運営負担金 947 万 6,000 円の追加、保険基盤安定負担金 12 万円の追加、障害者自立支援給付費負担金 1,021 万 6,000 円の減額、国庫補助金民生費国庫補助金につきましても、交付決定により障害福祉費補助金 124 万 4,000 円を減額、衛生費国庫補助金がん検診推進事業費補助金 57 万 8,000 円の減額、土木費国庫補助金につきましては住宅費補助金 10 万 5,000 円の減額、社会資本整備総合交付金につきましては事業精査に伴いまして 863 万円の減額でございます。

県支出金民生費県負担金につきましては、衛生教育費によりまして保育所運営費負担金 473 万 8,000 円の追加、国保の保険基盤安定負担金 126 万円の追加、障害者自立支援給付費負担金 181 万 3,000 円の追加、後期高齢者保険基盤安定負担金 65 万 5,000 円の減額でございます。

次のページに移りまして、県補助金総務費県補助金につきましては消費者行政活性化交付金 5 万 2,000 円の減額、民生費県補助金につきましては高額療養費返還金の増に伴いまして福祉医療費補助金 239 万 8,000 円の減額、実績見込みによります障害福祉費補助金 58 万 5,000 円の減額、児童福祉費補助金 747 万 1,000 円の減額、地域総合センター運営費等補助金 93 万 4,000 円の減額、衛生費県補助金につきましても妊婦健康診査事業費補助金 279 万 9,000 円の減額、接種者の増によります子宮頸がん等ワクチン接種促進事業補助金 122 万 2,000 円の追加、道路費県補助金につきましても事業精査によりまして緊急雇用創出特別推進事業補助金 460 万 3,000 円の減額、農林水産業費県補助金につきましては、実績見込みによりまして農業振興費補助金 102 万 5,000 円の追加、土木費県補助金住宅費補助金 75 万 3,000 円の減額でございます。

総務費委託金につきましては統計調査費委託金 2,000 円の追加、人口動態調査費委託金 2,000 円の追加、民生費委託金につきましては人権啓発活動事業費委託金 26 万 7,000 円の減額、財産収入不動産売払収入につきましては旧町営住宅長野団地跡地の 3 筆および法定外公共物払下げによります売払収入 911 万 1,000 円の追加、物品売払収入につきましては公用車 4 台の売払収入 105 万 7,000 円の追加、寄付金総務寄付金につきましては、がんばる愛荘町まちづくり応援寄付金 59 万円の追加でございます。

次のページに移りまして、繰入金特別会計繰入金につきましては談合事件にかかります損害賠償請求事件の弁償費により下水道事業特別会計繰入金 426 万 2,000 円の追加、資金繰入金につきましては財政調整基金繰入金 3,832 万 8,000 円の減額、減債基

金繰入金 7,759 万 6,000 円の追加でございます。

諸収入につきましては貸付金元利収入 246 万 2,000 円の減額、雑入につきましては総務費雑入 245 万 3,000 円の追加、民生費雑入 559 万 2,000 円の追加、衛生費雑入 160 万円の追加、消防費雑入 25 万 8,000 円の減額、教育費雑入 121 万 1,000 円の減額、その他雑入につきましては消防の合併に伴います愛知郡広域行政組合消防基金の廃止によります残高配分基金といたしまして 884 万 9,000 円の追加でございます。

次のページに移っていただきまして、町債総務費につきましては合併特例債 2,530 万円の追加でございます。

次に、歳出でございますが、人件費につきましては特別職給与の減額ならびに人事異動あるいはまた育児休業などによるものでございます。

議会費につきましては職員手当・共済費合わせまして 55 万円の減額、総務費総務一般管理費につきましては特別職給料 104 万円および一般職給料 145 万円の減額、職員手当 335 万円および共済費 98 万円の減額、臨時職員の雇用日数の減によりまして賃金 39 万円の減額、報償費につきましては PR 看板にかかる損害賠償請求行為の結審によります弁護士報酬 42 万円の追加、経費節減によりまして消耗費 50 万円、次のページの通信運搬費 100 万円をそれぞれ減額、文書交付費につきましては執行見込みによりまして報奨費 1 万 5,000 円、印刷製本費 100 万円、交付金および負担金 1 万 3,000 円をそれぞれ減額、財産管理費につきましては実績見込みによりまして需用費 89 万 9,000 円ならびに公用車車検手数料 14 万円の減額、官民境界の未確定によりまして町有地の処分測量登録等手数料 220 万 1,000 円の減額、委託料につきましては入札残ならびに執行見込みによりまして 260 万 7,000 円の減額、工事請負費につきましても官民境界の未確定によりまして 848 万 1,000 円の減額、公用車購入費は入札差額によりまして 18 万 2,000 円の減額、賠償金につきましては、先ほど議案第 2 2 号でご説明いたしました公用車物損事故に伴います損害賠償金 16 万円の追加、公用車重量税税率改正によりまして 14 万 6,000 円の減額、企画費につきましては執行見込みにより総合計画審議会委員報酬 24 万 6,000 円の減と報償費 37 万 5,000 円より 10 万 1,000 円をそれぞれ減額でございます。

湖東三山スマートインターチェンジ周辺地域活性化施設整備事業にかかります役務費 45 万 1,000 円、ならびに開発許可申請手続きの関係から工事請負費 1,116 万 7,000 円、対象面積の精査によりまして用地取得費 27 万 3,000 円をそれぞれ減額、国庫に

つきまして事業精査によりまして各種負担金合わせまして 36 万円の減額、電子計算費につきましては入札残ならびに執行残によりまして印刷製本費 24 万 7,000 円、委託料 111 万 3,000 円、電算用備品購入費 60 万 1,000 円をそれぞれ減額、事業精査に伴いまして湖東定住自立圏コンピュータシステム共同利用負担金 54 万円の減額でございます。

次のページの町民サービス費につきましては、執行見込みにより旅費 4 万 9,000 円および研修負担金 3,000 円の減額、自治振興費につきましては区長総代報酬の辞退などによりまして 39 万 3,000 円の減額、執行残によりまして自治会活動保険料 15 万円、およびまちづくり交付金 29 万円の減額でございます。

町税費税務総務費につきましては給料・職員手当合わせまして 230 万円の減額、戸籍住民基本台帳費につきましても給与・職員手当合わせまして 224 万円の減額、選挙費につきましては、いずれの選挙も無投票によりまして執行経費の未執行によりまして農業委員会委員選挙費 242 万 8,000 円、愛知川沿岸土地改良区総代選挙費 77 万 6,000 円の減額でございます。

次のページに移っていただきまして、統計調査総務費につきましては時間外勤務手当 40 万円の減額、毎月人口推計調査費および人口動態調査費につきましては需用費それぞれ 2,000 円の追加、民生費社会福祉費社会福祉総務費につきましては給料・職員手当・共済費合わせまして 490 万円を減額、福祉医療費の受診者の増加によりまして 120 万円の追加、社会福祉施設費につきましては職員手当の 80 万円の減額、工事請負費は執行残により 16 万円の減額、老人福祉費につきましては執行残によりまして報償費 9 万円の追加、委託料につきましても実績見込みによりまして 139 万 1,000 円の減額、扶助費につきましては入院死亡によりまして老人ホーム入所措置費 100 万円の減額、人権施策推進費につきましては執行見込みによりまして人権尊重のまちづくり審議会委員報酬 13 万 3,000 円およびバス借り上げ料 10 万 5,000 円の減額、国民健康保険費につきましては職員手当と 17 万円の月額でございます。

次のページの国民健康保険事業特別会計繰出金は事業精査によりまして 182 万 1,000 円の追加、障害福祉費につきましては、実績見込みによりまして手数料 2 万 6,000 円と委託料 21 万 6,000 円の減額、負補交につきましても事業精査ならびに利用者の減に伴いまして 37 万 1,000 円の減額、扶助費につきましても実績見込みによりまして 645 万円の追加、福祉センター費につきましては、けんこうプール改修に伴い

ます休業に伴い指定管理料 244 万 8,000 円の追加、育児休業などによります人件費の減によりまして愛の郷いきいきセンター指定管理料 356 万 8,000 円の減額、特殊建築物定期調査報告業務委託料 85 万円の減額、介護保険費につきましても給料・職員手当合わせまして 75 万 8,000 円の減額、介護保険事業特別会計繰出金は事業精査に伴いまして 798 万 9,000 円の減額、後期高齢者医療費につきましても給料・職員手当合わせて 32 万円の減額、執行見込みによります広域連合療養給付費負担金 212 万 2,000 円の減額、後期高齢者医療事業特別会計繰出金につきましても低所得者等軽減措置に伴いまして 87 万 3,000 円の減額でございます。

児童福祉費児童福祉総務費につきましてもは、児童数や利用者の減ならびに補助対象外等によりまして特別保育事業あるいは子育て支援事業の補助金合わせまして 1,380 万 2,000 円の減額、児童福祉費措置費につきましても実績見込みによりまして、保育所入所措置負担金 2,650 万円の減額、保育園費につきましてもは職員手当・共済費合わせまして 21 万 9,000 円の減額でございます。

次にページに移っていただきまして、児童福祉施設費につきましても、職員手当・共済費合わせまして 76 万円の減額、衛生費保健衛生総務費につきましてもは職員手当 45 万円の減額、妊婦一般健康診査委託料につきましてもは受診件数の減によりまして 300 万円の減額、負補交につきましてもは二次小児救急等補助金の減によりまして休日休業診療在宅当番医師負担金ならびに助成件数の増加によります不妊治療費助成事業補助金、合わせまして 54 万 9,000 円の追加、予防費につきましてもは接種者の増加によりまして子宮頸がん等のワクチン接種業務委託料 267 万 1,000 円の追加、環境衛生費につきましてもは可燃指定ごみ袋販売枚数の増加によりまして消耗品費 160 万円の追加、粗大ごみ等処理場の減少によりまして、ごみ収集運搬業務ならびに入札差額よります環境基本計画見直し業務委託料、合わせまして 409 万円の減額、負補交につきましてもは事業精査によりまして愛知郡広域行政組合負担金 58 万 4,000 円の減額、実績見込みによります生ごみ処理機の補助金 72 万円の減額、住宅用太陽光発電システム補助金につきましてもは 115 件分の見込みをいたしているところでございますが、月平均 12.4 件の申請がございまして、さらに 30 件分 360 万円を追加、保健衛生処理につきましてもは給料・職員手当合わせて 266 万円の減額、健康増進事業費につきましてもは受診者の減によりまして健康検査委託料 640 万円の減額、がん検診推進事業国庫補助金返還金 42 万 5,000 円の追加でございます。

労働費失業対策費につきましては、緊急雇用創出特別推進事業の執行見込みによりまして、嘱託等の職員通勤手当が100万1,000円ならびに賃金が324万9,000円の減額でございます。

次のページに移っていただきまして、需用費につきましては事業管理に伴いまして需用費32万9,000円と委託料2万円の減、農林水産業費農業費農業振興費につきましては農地プラン実施集落の減によりまして委託料9万円の減額、負補交につきましては農地水保全管理支払交付金取り組み面積の確定、野菜生産拡大等の取り組み面積の増加などの実績見込みによりまして137万円の減額、貸付金につきましては農交愛ランド協議会、鳥獣被害防止対策協議会事業執行の見込みによります貸付金246万2,000円の減額、農地費につきましては職員手当等110万円の減額、山川原地区ほ場整備事業にかかります入札残によりまして委託料70万円と工事請負費350万円の減額、報償費につきましては不執行によりまして13万5,000円の減額、林業費の林業振興費につきましては、執行見込みによりまして有害鳥獣駆除委託料39万円と鳥獣被害防止対策協議会補助金43万6,000円の減額でございます。

次のページの商工費商工総務費につきましては給料・職員手当合わせて99万円の減額、商工振興費につきましては、執行残によりまして講師等謝礼6万円の減額、入札差額によります印刷製本費11万4,000円の減額、観光費につきましては（仮称）愛知川街道交流館整備構想にかかります用地交渉に時間を要しまして、旧近江銀行不動産鑑定手数料55万円ならびに委託料100万円の減額、工事請負費につきましては入札差額によりまして11万2,000円の減額、事業精査に伴いまして愛荘農交愛ランド協議会の補助金10万円の減額でございます。

土木費土木管理費土木総務費につきましては給料と職員手当合わせまして40万円の減額、委託料につきましては実績見込みによりまして28万4,000円の減額、負補交につきましては実績がございませんので155万円の減額、道路橋梁総務費につきましては入札差額によりまして349万円の減額、道路新設改良費につきましても入札差額によりまして委託料59万7,000円と工事請負費1,289万6,000円の減額、事業精査に伴いまして東部改良工事の土地取得費271万4,000円ならびに県単独道路改良事業地元負担金119万円の減額、道路維持費につきましては入札差額のほか、今回、国の緊急経済対策補正予算に伴いまして町道管理委託料4,490万円など合わせまして3,942万4,000円の追加でございます。

次のページに移っていただきまして、工事請負費につきましては入札差額によりまして2,541万9,000円の減額、道路改良工事は事業精査によりまして72万5,000円の減額、河川総務費につきましては執行残によりまして維持管理委託料ならびに河川改修測量設計委託料につきましては不執行によりまして、委託料合わせまして429万3,000円の減額、都市計画費都市計画総務費につきましては実績見込みによりまして登記手数料10万円の減額、生活環境整備対策事業費補助金につきましては2自治会が事業を取りやめなさいましたことによりまして379万9,000円の減額、下水道事業特別会計繰出金は事業精査に伴いまして3,200万円の減額、住宅費住宅管理費につきましては入札差額によりまして工事請負費254万5,000円の減額、小集落地区改良事業につきましては地区改良工事不執行によりまして810万円および執行残によりまして50万円の減額、土地取得造成事業特別会計繰出金は売払収入増によりまして18万1,000円の減額でございます。

次のページに移っていただきまして、消防費非常時消防費につきましては消防団員の定数不足分で報酬が51万9,000円の減額、事業精査に伴いますもの、あるいは執行残によりまして傷害保険料8万円と自治消防防災組織育成交付金23万円の減額、消防施設費につきまして1自治会が事業を取りやめをされましたこと、また入札残によりまして備品購入費292万7,000円の減額、防災対策費につきましては自動体外式除細動器いわゆるAEDのバッテリーの交換執行見込みによりまして消耗費150万円の減額、負補交につきましては自主防災組織の未設置に伴いまして80万円の減額でございます。

教育費教育総務費事務局費につきましては職員手当400万円の減額、教育振興費につきましては秦荘西小学校の敷地内に3名5筆の私有地を町へ所有権移転に伴います謝礼20万円を追加をいたしますとともに、執行残によりまして76万円の減額ならびに登記手数料7万円の追加、委託料につきましてはALTの研修事業、あるいは郷土読本の編さん業務の入札差額によりまして124万6,000円、備品購入費20万8,000円の減額、小学校費学校管理費につきましては執行残ならびに入札差額によりまして役務費143万9,000円および委託料142万3,000円の減額、教育振興費につきましても執行残ならびに入札残によりまして報償費12万4,000円、委託料53万2,000円、備品購入費70万1,000円となっております。

次のページに移っていただきまして、扶助費につきましても執行残により103万

9,000 円の減額、学校建設費につきましては入札残によりまして、愛知川小学校の水路、愛知川両小学校の体育館改修設計業務の委託料合わせまして 277 万円の減額、中学校費学校管理費につきましては執行残によりまして役務費 34 万 7,000 円と委託料 59 万 7,000 円の減額、教育振興費につきましては事業負債の変更に伴いまして教育資材買上げ料 25 万円の増額、入札差額と執行残によります備品購入費 96 万 5,000 円と扶助費 70 万 2,000 円の減額、幼稚園費につきましても給料・職員手当・共済費合わせまして 68 万円の減額、賃金につきましては雇用日数の減によりまして 44 万円 1,000 円の減額、入札差額によります園児送迎業務、旧の愛知川給食センターの解体設計業務の委託料、合わせまして 562 万 6,000 円の減額、車等の借り上げ料につきましても 24 万円の減額、社会教育費社会教育総務費につきましては給料・職員手当合わせて 45 万円の減額、報償費につきまして出席者あるいは参加者減によります新成人の記念品 14 万 2,000 円の減額でございます。

次のページに移っていただきまして、町民わくわく大学講師等の御礼執行残によりまして 31 万 5,000 円の減額、人権教育振興費につきましても執行残によりまして報償費 44 万 8,000 円の減額、人権教育推進事業費につきましては財源更正でございます。

公民館費につきましては執行見込みによります光熱水費 57 万 5,000 円の減額、入札差額によりまして施設設備補修管理業務および旧秦荘公民館の解体設計業務委託料 594 万 4,000 円と施設備品購入費 73 万円をそれぞれ減額、図書館費につきましても給料・職員手当合わせまして 203 万円の減額、執行見込みによりまして光熱水費 50 万 9,000 円の減額、委託料につきましても入札差額によりまして 53 万 6,000 円の減額、びんてまりの館につきましても事業内容の変更によりまして報償費 14 万 3,000 円の減額でございます。

保健体育費の保健体育総務費につきましては実績によります町スポーツ少年団活動費 17 万円を減額、体育施設費につきましては執行残によります手数料 20 万 7,000 円ならびに 186 万 8,000 円の減額、給食費につきましては給料・職員手当合わせて 20 万円の減額、賃金につきましては雇用日数の減によりまして 72 万 6,000 円の減額、入札差額ならびに執行見込みによります需用費が 225 万 5,000 円、役務費 56 万 7,000 円および委託料 123 万 8,000 円をそれぞれ減額、工事請負費につきましては異常気象によります災害に伴いますエアコンの室外機熱交換機の工事の入札残によりまして

173万円の減額でございます。

次のページの公債費負担金の長期借入金償還元金につきましては利率の変更、据え置き期間の誤りによりまして770万6,000円の追加、繰上償還元金といたしまして7,759万8,000円の追加、利子につきましても利率の変更ならびに額の確定によりまして長期借入金償還利子535万5,000円の減額でございます。

諸支出金基金費財政調整基金費につきましては、財源調整いたしまして財政調整基金積立金1億7,858万6,000円の追加、がんばる愛荘町まちづくり基金につきましては、6名の方から7件の寄付をいただきましたことによる積立金59万円を追加させていただくものでございます。

280ページにつきましては特別職のいろんな給与明細書でございまして、以下ご覧の職員の報酬につきましては選挙立会人の増減9件につきましては給付の減額によるものでございます。

281ページにつきましては一般職の補正予算給与費明細書を載せさせていただいています。上段につきましては給与費等の総括、中段につきましては職員手当の仕分け、下段には給料および職員手当の増減額の明細でございまして、退職ならびに育児休業取得によります実績に伴う減額でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第24号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員です。よって、議案第24号 平成24年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決しました。

暫時休憩いたします。再開を1時からとさせていただきます。

愛知郡広域の組合議員さん4名、相談室の方でお願いしたいのですが、よろしくお

願います。

休憩 午後 11 時 46 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（本田秀樹君） 住民福祉主監。

○住民福祉主監（杉本幸雄君） 誠に申し訳ございません。議案第 21 号 議案書の 232 ページでございますが、湖東広域衛生管理組合規約の変更についてのこの 232 ページの変更理由を 1 行目、2 行目、変更理由のところの部分につきまして、ちょっとミスプリントがなされておりました、変更理由が違う文言が入っておりましたので、誠に申し訳ないんですが、間違い部分は「障害児支援の強化を図るための児童福祉法が一部改正されたことに伴い」となっておりますが、申し訳ございません。まったくの誤りで、正しくは今配付をさせていただきました「障害者自立支援法の法律名の変更に伴い」ということで、法律名が変わっただけで、裏面あるいは 233 ページ、あるいは説明資料のとおり、内容的には法律名の改正のみでありまして、中身は何ら変わらないものでございます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（本田秀樹君） お諮りします。今ほど住民福祉主監から議案第 21 号の訂正の説明をいただきました。先ほどはその同所の部分で議決をしたわけですが、変更の同意を議決とさせていただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） それでは訂正のとおりにさせていただきますので、よろしくお願いをします。

◎議案第 25 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第 27、議案第 25 号 平成 24 年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題にいたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。理事。

〔理事 細江新市君登壇〕

○理事（細江新市君） それでは、議案書の 282 ページでございます。議案第 25 号 平成 24 年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。ということで、詳細につき

ましては 285 ページでございます。

まず、歳入でございます。財産収入の不動産売払い収入の土地売払い収入でございます。これにつきましては山川原の小集落地区改良事業内の土地の売払い収入でございます。18万1,000円の追加でございます。また、繰入金の一般会計繰入金につきましては18万1,000円の減額でございます。

また、歳出につきましては、公共事業用地取得事業費といたしましては、特定財源内の予算更正でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第25号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 全員起立であります。よって、議案第25号 平成24年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第28、議案第26号 平成24年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題にいたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 杉本幸雄君登壇〕

○住民福祉主監（杉本幸雄君） それでは、議案書の286ページをご覧ください。議案第26号 平成24年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,831万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,771万円とするものがございます。この補正予算は保険税の収入見込みや保険給付費・保険事業費の見込みに

伴う負担金・交付金等の交付決定等によります調整をさせていただくものでございます。

291 ページをご覧ください。事項別明細書でご説明申し上げます。歳入でございます。まず、国民健康保険税につきましては、被保険者の資格異動により、一般被保険者国民健康保険税の現年度課税分として 230 万円の増、滞納繰越分 300 万円の減、退職被保険者等国民健康保険税の現年度課税分として 570 万円の減、合わせて国民健康保険税 640 万円の減額、国庫支出金国庫負担金につきましては療養給付費等の見込みにより療養給付費分 885 万 8,000 円の増、後期高齢者支援金分 809 万 3,000 円の減、介護納付金 461 万 9,000 円の減、合わせまして 386 万円の減額、特定健康診査等負担金 11 万 4,000 円の減、合わせて国庫負担金 397 万 4,000 円の減額でございます。

国庫補助金については財政調整交付金として普通調整交付金 412 万 9,000 円と国民調整交付金 163 万円を追加、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 7 万 9,000 円の追加、出産育児一時金 2 万円の追加、合わせて国庫補助金 585 万 8,000 円の追加、療養給付費交付金については退職者医療給付見込みにより 2,593 万円の追加、県支出金県負担金については特定健康診査費等負担金が国庫負担金と同様に受診者数が当初見込みを下回るため 11 万 4,000 円の減、そして、次に、県補助金財政調整交付金につきましては普通調整交付金 1,430 万 1,000 円の追加、共同事業交付金につきましては 1 件 80 万円を超える医療費に対する高額医療共同事業交付金 856 万円の追加、1 件 20 万円を超える医療費に対する保険財政共同安定化事業交付金 700 万円の追加、合わせて 1,556 万円の追加でございます。

財産収入財産運用収入につきましては財政調整基金利子 2 万円の追加、繰入金一般会計繰入金につきましては保険基盤安定繰入金の非自発的失業者の軽減および被保険者の所得低下により保険税軽減分として 160 万 1,000 円の増、保険者支援分として 24 万 2,000 円の追加、財政安定化支援事業繰入金 5 万 5,000 円の追加、事務費等繰入金 7 万 9,000 円の減、合わせて 181 万 9,000 円の増でございます。

基金繰入金の財政調整基金繰入金は財源不足分として 500 万円の追加、諸収入雑入として一般被保険者第 3 者納付金 22 万円、一般被保険者返納金 3 万円、その他雑入として 70 歳から 74 歳の一般 8 割給付者にかかる療養費償還払いの 1 割分 6 万円の追加、合わせて雑入 31 万円の追加でございます。

296 ページから歳出でございますが、総務費総務管理費の一般管理費については国

庫追加による財源更正でございます。

保険給付費療養諸費については支払い実績から年間所要額を見込み、一般被保険者療養給付費の予算不足が見込まれるため 6,517 万円を追加、葬祭費については実績見込みから 10 件分 50 万円の追加でございます。

そして、出産育児一時金については国庫補助金交付による財源更正です。

後期高齢者支援金、介護納付金についても財源更正でございます。

共同事業拠出金は高額医療拠出金の決定により 64 万円の増、保険財政共同安定化事業拠出金は決定により 652 万円の減、合わせて 588 万円の減でございます。

保健事業費特定健康診査等事業費については受診者数の減によりまして 150 万円の減、諸支出金の基金積立金については財政調整基金積立金として利子分 2 万円の追加でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第 26 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第 26 号 平成 24 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決しました。

◎議案第 27 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第 29、議案第 27 号 平成 24 年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題にいたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 杉本幸雄君登壇〕

○住民福祉主監（杉本幸雄君） 議案書 300 ページをご覧ください。議案第 27 号 平成 24 年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めると

ころによる。歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ83万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,317万円とするものでございます。

事項別明細書で説明させていただきますので303ページをご覧ください。この補正予算は保険料の収入見込みによる納付金の確定などによります歳入歳出の調整をさせていただくものでございまして、歳入でございますが、保険料後期高齢者医療保険料につきましては、徴収区分の変動により特別徴収保険料1,388万6,000円の減、普通徴収保険料の現年度分1,350万7,000円、滞納繰越分8万4,000円、それぞれ追加、保険料合わせまして29万5,000円の減でございます。

繰入金一般会計繰入金といたしまして、保険料軽減額の確定によりまして保険基盤安定繰入金87万3,000円の減、繰越金として前年度繰越金33万4,000円の追加でございます。

歳出でございますが、広域連合納付金につきましては保険料納付見込みならびに低所得者軽減額の確定により86万円の減、諸支出金の償還金及び還付加算金は23年度の保険料還付金2万6,000円を追加するものでございます。

以上、よろしくご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第27号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第27号 平成24年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決しました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第30、議案第28号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題にいたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 杉本幸雄君登壇〕

○住民福祉主監（杉本幸雄君） それでは、議案書305ページをご覧ください。議案第28号をご説明申し上げます。平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,998万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,634万5,000円とするものでございます。

事項別明細書の309ページをご覧ください。まず、歳入でございますが、保険料の第1号保険者保険料ですが、徴収区分の変動により特別徴収分591万6,000円の減、普通徴収分612万1,000円の増、合わせて20万5,000円の追加、国庫支出金国庫負担金介護給付費負担金は保険給付費減額に伴い850万7,000円の減、国庫補助金は調整交付金479万1,000円の追加でございます。

支払基金交付金の介護給付費交付金は、保険給付費の減に伴いまして1,618万円の減、地域支援事業支援交付金は219万5,000円の追加、支払基金計1,398万5,000円の減、県支出金県負担金介護給付費負担金も国庫同様に709万円の減、翌年度精算で返還金が必要となってまいります。

財産収入財産運用収入の利子および配当金は介護給付費準備基金利子5万4,000円の追加、次のページへいきまして繰入金一般会計繰入金の介護給付費繰入金は給付費減額に伴い258万3,000円の減、その他一般会計繰入金も給付費減により490万3,000円の減、同様に地域支援事業繰入金介護予防事業30万7,000円の減、地域支援事業繰入金包括的支援事業任意事業19万6,000円の減、合わせまして798万9,000円の減額でございます。

繰入金基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金は補助金等翌年精算に伴う不足分として1,205万8,000円の追加でございます。

そして、諸収入の雑入は第3者納付金1件14万円の追加、雑入34万1,000円は国保連合会より共同処理事務手数料剰余見込みによるものでございまして、合わせて48万1,000円の追加でございます。

313ページでございますが、歳出でございます。総務費総務管理費一般管理費は介

護予防プラン作成の嘱託職員が確保できなかったため賃金 262 万円の減、事務費の執行見込みにより役務費 41 万 8,000 円の減、合わせて 303 万 8,000 円の減額、徴収費賦課徴収費の役務費は節約により 40 万円の減、そして次のページですが、認定審査会費は 1 回当たりに審査件数の調整とそして委員の欠席もございましたので 34 万円の減、認定調査等費は調査員の 1 名退職により 78 万 4000 円の減、合わせて 112 万 4,000 円の減、保険給付費介護サービス等諸費は実績見込みにより居宅介護サービス給付費 1,000 万円の減、地域密着型介護サービス給付費は 600 万円の減、施設介護サービス給付費 600 万円の減でございます。

居宅介護福祉用具購入費は財源更正でございます。居宅介護住宅改修費は 50 万円追加、居宅介護サービス計画給付費 280 万円の追加、合わせて 1,870 万円の減でございます。

そして、介護予防サービス等諸費の介護予防サービス給付費は財源更正でございます。地域密着型介護予防サービス給付費は 80 万円の減、介護予防住宅改修費は利用者の減により 60 万円減、介護予防サービス計画給付費 10 万円の減、合わせて 150 万円の減でございます。

高額介護サービス費は実績見込みにより 20 万円の減でございます。そして高額医療合算サービス費も 120 万円の減、特定入所者介護サービス費は 80 万円の追加でございます。

そして、318 ページですが、地域支援事業費介護予防事業費の二次予防事業費は教室開催回数等の減により、賃金 18 万 2,000 円の減、生活機能評価委託料 55 万 6,000 円の減、二次予防事業委託料 111 万 9,000 円の減、一次予防事業費も同様に 60 万 5,000 円の減、合わせて 246 万 2,000 円の減額でございます。

地域支援事業費包括的支援事業任意事業の地域包括支援センター運営費は財源更正でございます。任意事業費は看護師雇い上げ賃金の実績見込みによりまして 26 万 1,000 円の減、青年後見人委託料は実績によりまして 6 万 6,000 円の追加、合わせて 19 万 7,000 円の減でございます。

319 ページですが、諸支出金償還金および還付加算金は所得更正による還付のため 9 万 2,000 円の追加、基金積立金介護給付費準備基金積立金は給付費が予定より低かったことと超過報告された補助金について基金積立を行うため 794 万 7,000 円を追加するものです。

320 ページは補正予算給与費の明細書でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第28号 平成24年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決しました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本田秀樹君） 日程第31、議案第29号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監 山田清孝君登壇〕

○農林建設主監（山田清孝君） 議案第29号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を説明させていただきます。

第1条としまして歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,124万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億234万8,000円とするものでございます。第2条としまして地方債の補正は「第2表地方債の補正」によるものでございます。

324ページをご覧いただきたいと思えます。「第2表地方債の補正」の関係でございます。補正前の額、公共下水道事業の下水道事業債でございますが、6,850万円を3,200万円減額しまして3,650万円とするものでございます。借入れ条件等については記載のとおり変わるものではございません。

続きまして、事項別明細書で説明をさせていただきます。326ページをお願いいたし

たいと思います。まず歳入からであります。国庫支出金国庫補助金の土木費国庫補助金につきましては下水道事業補助金としまして 2,600 万円の減、それと繰入金一般会計繰入金の一般会計繰入金、これにつきましては 3,200 万円の減額、事業実績ならびに次の雑入の精算によるものでございます。

諸収入雑入の弁償金でございます。損害賠償の額の確定によります弁償金としまして 4,876 万円の支出でございます。

そして、327 ページ、町債の土木債としまして、公共下水道事業債 3,200 万円の減額でございます。

歳入につきましては、事業の実績の減と先ほど申し上げました弁済金の精算によるものでございます。

続いて、328 ページ、歳出を説明させていただきます。総務費の総務管理費の維持管理費の関係でございます。需用費につきましては 90 万円の減、役務費につきましても 90 万円の減、委託料につきましては 380 万円の減、工事請負費につきましては 20 万円の減を合計 620 万円の減でございます。これは実績分の精算でございます。

次に、下水道事業費公共下水道事業費の公共下水道事業費につきましては、委託料で 550 万円の減、工事請負費については 7,760 万円の減、補償補填につきましては 70 万円の減、償還金利息及び割引料につきましては 2,237 万 9,000 円の増というふうな形で、先ほどの弁済金が国庫の方にあげているものでございます。

次に、公債費の関係でございます。公債費の元金につきましては下水道事業債償還金につきまして 2,211 万 7,000 円の増、同じく利息につきましては 2000 円の増、これは弁済金をここに充当したものでございます。

次に、諸支出金の繰出金他会計繰出金一般会計繰出金につきましては 426 万 2,000 円の増というふうな形で、先ほど弁済金を国庫補助金ならびに償還になった残金を一般会計の方の繰出金というふうな形で精算させていただくものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 討論なしと認めます。

これより、議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（本田秀樹君） 起立全員であります。よって、議案第29号 平成24年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第30号の上程、説明

○議長（本田秀樹君） 日程第32、議案第30号 平成25年度愛荘町一般会計予算を議題にいたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

[総務主監 福田俊男君登壇]

○総務主監（福田俊男君） それでは、議案第30号 平成25年度愛荘町一般会計予算につきましてご説明させていただきます。

水色の「各会計予算書」と併せまして、鶯色の「平成25年度当初予算の概要」と併せて説明をさせていただきます。まず、水色の方の「各会計予算書」でご説明をさせていただきます。1ページをお開きいただきたいと思います。水色の冊子の1ページでございます。

平成25年度愛荘町の一般会計予算は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ87億600万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分および当該区分の金額は「第1表歳入歳出予算」による。

第2条 歳出の負担行為につきましては、地方自治法214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第2表債務負担行為」による。

第3条 地方債につきましては地方自治法230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、率及び償還方法は「第3表地方債」による。

第4条 一時借入金につきましては地方自治法235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

第5条 歳出予算の流用につきましては地方自治法第220条第2項の但し書きの規定により歳出予算の各項目経費の金額を充当することができる場合は各項に計上した

給料、職員手当および共済費に係る予算額に過不足が生じた時における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用を定めてございます。

次に8ページをお開きいただきたいと思います。「第2表債務負担行為」でございしますが、滋賀県信用保証協会、小規模企業者小口簡易資金保障債の損失補償といたしまして、平成26年度から37年度まで限度額160万円の範囲内で損失を補償するものでございます。

子ども子育て支援事業計画策定業務については平成26年度に限度額200万円、八木荘保育園建設借入金償還補助金につきましては平成26年度から43年度まで限度額3,297万円、愛知川小学校区学童保育所指定管理料といたしまして平成26年度から29年度まで限度額1,785万9,000円とするものでございます。

9ページの「第3表地方債」の補正でございしますが、起債の目的、限度額につきましては、臨時財政対策債を4,200万円、合併特例事業債5億1,770万円、防災対策事業債1,840万円、合わせまして10億7,810万円、起債の方法といたしましては証書借入、利率は5%以内、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

歳入歳出予算でございしますが、3月7日から開催をされます各常任委員会ならびに3月15日の予算特別委員会におきまして、各担当課長より「事項別明細書」および「事業別予算説明書」によりまして詳しくご説明をさせていただきますので、私の方からは鶯色の「平成25年度当初予算の概要」についてご説明させていただきますのでよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

鶯色の「平成25年度当初予算の概要」の4ページをお開きいただきたいと思います。鶯色の4ページでございまして、まず歳入でございしますが、町税につきましては28億793万7,000円を見込みまして、前年度比7,240万円、2.5%の減となりました。

税目別では個人町民税につきましては、納税義務者の増などによりまして前年度比2%増の8億5,560万円で、うち個人所得割は8億1,400万円、法人町民税は世界景気の減速を背景に依然として厳しい経済情勢でございまして、前年度比15.1%減の2億4,890万円、うち法人税割は20.5%減の1億7,150万円の見込みでございます。

固定資産税につきましては、評価替えなどによりまして前年度比4.2%減の15億203万7,000円、軽自動車税は台数の増によりまして前年度比4%増の5,240万円、たばこ税は税源移譲によりまして前年度比14.6%増の1億4,900万円を見込んだところでございます。

次に、6 ページをお願いしたいと思います。歳入の一覧表でございますが、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金につきまして、国の地財計画ならびに総務省および県の推計の収入の伸び率に基づきまして予算計上をしたところでございます。

地方特例交付金につきましては前年度比 12.8%増の 2,164 万 4,000 円、地方交付税につきましては前年度比 6.8%増の 21 億 5,038 万 5,000 円、うち普通交付税は 19 億 5,038 万 5,000 円、特別交付税は 2 億円を見込んだところでございます。

分担金及び負担金につきましては、保育料保護者負担金など前年度比 4 %増の 1 億 6,546 万 6,000 円、使用料及び手数料につきましては、幼稚園使用料などによりまして前年度比 10.3%増の 5,028 万円見込んだところでございます。

次に、国庫支出金につきましては、児童手当負担金、障害者総合支援給付費負担金あるいは社会資本整備総合交付金などにおきまして前年度比 9.6%増の 7 億 2,008 万円、県支出金につきましても緊急雇用創出特別推進事業あるいは児童虐待防止対策緊急強化事業補助金が減となりましたが、児童手当負担金あるいは障害者総合支援給付費負担金あるいは起業支援型雇用創造事業補助金などによりまして、前年度比 11.7%増の 5 億 6,905 万 4,000 円を計上したところでございます。

財産収入につきましては、改良住宅売却収入 567 万 1,000 円、寄付金につきましては消防施設費寄付金 345 万 2,000 円を見込んだところでございます。

その他繰入金につきましては、各事業推進におけます財源譲渡のため、財源調整基金から 2 億 2,399 万円、地域基盤づくり推進基金から 2 億 2,640 万円、福祉・保健基金から 3,720 万円、防災基金から 1,550 万円、教育振興基金から 7,670 万円など合わせまして 5 億 8,180 万 8,000 円を取り崩す予定をいたしておりまして、前年度比 14.5%の減となったところでございます。

繰越金につきましては前年と同額の 5,000 万円、諸収入につきましては各種交付金や事業精査によります返還金など 2 億 1,988 万 2,000 円を組ませていただきました。

次に、地方債につきましては合併特例債 1 億 9,000 万円のほか、臨時財政対策債 5 億 4,200 万円、防災対策事業債 1,840 万円、合わせまして 10 億 7,810 万円の借入の予定となりまして、前年度比 22.6%の増となっております。

なお、歳入に占める自主財源の構成比につきましては、町税の減などによりまして前年度より 3.8 ポイント低下いたしまして、44.6%となったところでございます。

次に、8ページの歳出でございます。歳出に係りますのは9ページの方の性質別の歳出区分でご説明させていただきます。

まず、人件費につきましては職員数は1名減、163名を計上いたしましたほか、職員構成などによりまして前年度比5.7%減の12億583万4,000円、扶助費につきましては福祉分野の給付費の増加によりまして前年度比9.6%増の14億5,396万2,000円、公債費につきましては9.3%減の8億5,646万4,000円を計上いたしております、義務的経費は前年度比1%減の35億1,626万円で、歳出総額で占める構成比は40.4%でございます。

次に、物件費につきましては、新規事業あるいは業務拡大などによって前年度比19.5%増の17億8,482万7,000円、維持補修費は、前年度比5.8%減の1,583万5,000円、補助費におきましては各種負担金などの増によりまして前年度比12.9%増の12億9,261万8,000円を計上いたしまして、一般行政経費は前年度比16.5%増の30億9,328万円でございまして、構成比は35.5%でございます。

投資的経費につきましては、電子計算運営事業など普通建設事業の減によりまして前年度比6.8%減の8億5,713万9,000円を計上いたしまして、構成比は9.8%でございます。

積立金につきましては合併振興基金積立など前年度比0.8%増の2億849万7,000円、貸付金につきましては農業振興関係団体貸付金の減などによりまして前年度比45.8%減の1,690万1,000円を計上いたしております。

繰出金につきましては、各特別会計繰出金の減によりまして前年度比3.6%減の10億892万3,000円を計上したところでございます。

また、予備費につきましては前年と同額の500万円を見込み、その他経費は前年度比3.9%減の12億3,932万1,000円を計上いたしまして、構成比は14.2%となっております。

次に10ページをお願いします。基金の状況でございますが、平成24年度末残高見込みは36億9,351万8,000円で、平成25年度につきまして5億7,979万4,000円を取り崩しいたしまして2億849万7,000円を積み立てて、年度末残高見込みを33億2,222万1,000円、18%減と見込んだところでございます。

一方、13ページでございますが、13ページには地方債残高でございまして、一般会計の平成24年度末残高見込みは92億2,812万2,000円で、平成24年度中の借

入額を 10 億 7,810 万円、元金償還額を 7 億 2,616 万 8,000 円と見込みまして、平成 25 年度末残高見込みは 95 億 8,005 万 4,000 円、特別会計を合わせますと 202 億 4,743 万 6,000 円となる見込みでございます。

以上が、歳入歳出の事項別の概略の説明とさせていただきます。もう一度水色の「各会計の予算書」の 118 ページをお願いしたいと思います。水色の冊子の 118 ページでございます。118 ページには特別職の給与費明細書でございます。比較覧の議員報酬は改選ならびに定数の減によるもの、その他の特別職の職員数ならびに報酬につきましては各選挙立会人等による増でございます。

119 ページには一般職の給与費明細書でございます。職員数は先ほど申し上げましたように 1 名減の 163 名を予算上計上いたしております。

123 ページでございます。123 ページには起債、款項を入れ、当該年度以降の支出予定額に関する調書を付けさせていただいております。

次、126 ページでございます。126 ページにつきましては地方債の当該年度末における現在高見込みに関する調書でございます。

以上、平成 25 年度当初予算の主なものを説明させていただきましたが、詳細につきましては先ほど申し上げましたように、各常任委員会ならびに予算特別委員会におきまして詳しくご説明をさせていただきますのでよろしくお願いを申し上げまして、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げまして予算の説明に代えさせていただきます。

◎議案第 31 号～議案第 36 号の上程、説明

○議長（本田秀樹君） 日程第 33、議案第 31 号 平成 25 年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算から日程第 38、議案第 36 号 平成 25 年度愛荘町下水道事業特別会計予算までを一括議案にいたします。

議案第 31 号 平成 25 年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 杉本幸雄君登壇〕

○住民福祉主監（杉本幸雄君） それでは、議案第 31 号の平成 25 年度愛荘町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算をご説明申し上げます。

まず、水色の予算書の 127 ページでございます。平成 25 年度愛荘町住宅新築資金

等貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ204万5,000円とするものでございまして、あと詳細につきましては各委員会で担当課長から説明を申し上げますので、鶯色の当初予算の概要198ページをご覧ください。

198ページでございます。この特別会計は、歴史的社会的理由によりまして、生活環境の安定向上が阻害されてきた地域において、環境改善事業、小集落地区改良事業の実施に伴い、住宅の新築もしくは改修または住宅の用に供する土地の取得について必要な住宅新築資金等の貸付を行うことにより、当該地域の居住環境の整備の改善を図り、公共の福祉に寄与することを目的に貸付事業を行ったものでございまして、現在、貸付事業はございませんが、これらの償還事業にかかる予算を見込んだものでございまして、歳入歳出それぞれ204万5000円を計上いたしております。

まず、歳入につきましては、過年度分の住宅新築資金、住宅改修資金および改良住宅譲渡資金、8件合わせて18万円、そして改良住宅譲渡資金貸付元利収入6件分ということで184万3000円が主なものでございます。歳出の主なものにつきましては、平成23年度で起債償還が完了いたしておりますので一般会計への繰出金201万3000円と償還事務費3万2000円を計上いたしております。

以上が住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の概要でございます。以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（本田秀樹君） 次に、議案第32号 平成25年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算の説明を求めます。理事。

[理事 細江新市君登壇]

○理事（細江新市君） それでは、予算の議案書の方の134ページをご覧くださいと思います。青い方の134ページでございます。議案第32号 平成25年度愛荘町土地取得造成事業特別会計でございます。

平成25年度愛荘町の土地取得造成事業特別会計は次に定めるところによる。第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,414万9,000円と定めるものでございます。

内容につきましては、鶯色の方の予算の概要の方の201ページをご覧くださいと思います。201ページでございます。土地取得造成事業特別会計の事業目的および概要でございます。平成16年度に公共用地事業としまして先行取得をした用地につ

いての地方債の管理を土地取得造成事業特別会計で管理をしているものでございます。そういう関係で起債の償還事業をしているところでございます。

また、地区内における事業用地の売買を行い、町有地の区画整理を実施し、適正な管理に努めているものでございます。

事業用地の売買につきましては、25年度につきましては窓がけだけにさせていただいているところでございます。

それでは、下の方の予算額でございます。まず歳入につきましては不動産の売払収入といたしまして1,000円を計上をいたしております。

また、一般会計繰入金につきましては2,414万8,000円を計上をいたしております。内訳につきましては、起債の償還元金、利子および愛西土地改良区への賦課金を計上をさせていただいております。

歳出につきましては、公共事業用地取得事業費といたしまして消耗品費ならびに改良区の事業賦課金でございます。

公債費につきましては起債の償還元金2,360万8,000円および利子の52万9,000円、合わせまして2,413万7,000円を計上をいたしております。

以上、歳入歳出合わせまして2,414万9,000円を計上をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 次に、議案第33号 平成25年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算、議案第34号 平成25年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第35号 平成25年度愛荘町介護保険事業特別会計予算の3特別会計の説明を求めます。住民福祉主監。

〔住民福祉主監 杉本幸雄君登壇〕

○住民福祉主監（杉本幸雄君） 議案第33号のご説明を申し上げます。

予算書の142ページでございます。平成25年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算は次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ17億8,180万円と定めるものでございます。

第2条 地方自治法第235条の3第2号の規定による一時借入金の借入の最高額は2億円と定めるものでございます。

第3条については歳出の流用を定めたものでございます。

それでは、鶯色の「当初予算の概要」204 ページをご覧ください。国民健康保険事業特別会計の一般被保険者でございますが4,295人、退職被保険者536人で、24年4月末に比べ、22人の減ということで見込んでおります。1人当たり費用額が増加傾向でございます。対前年比で9,340万円、5.5%増の歳入歳出予算17億8,180万円の予算規模を見込んでおります。

歳入の主なものでございますが、国民健康保険税につきましては、保険税率の3年ごとの改定を行ったことにより、対前年比4,730万円増の4億2,490万6,000円を計上いたしました。

国庫支出金については、療養給付費等交付金、高額療養費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、財政調整交付金など合わせまして4億835万4,000円でございます。

退職医療にかかる療養給付費等交付金は1億5,068万6,000円、そして65歳から74歳の方に対する財政支援として前期高齢者交付金3億4,136万5,000円、県支出金につきましても財政調整交付金、保険療養費、保険給付費対策補助金など1億762万2,000円を計上いたしております。

共同事業交付金については1件80万円以上の医療費にかかります高額医療共同事業交付金、1件20万円以上の医療費にかかる保険財政共同安定化事業交付金、合わせまして2億1,310万円、繰入金については一般会計繰入金など1億2,954万6,000円、繰越金400万1,000円、諸収入として預金利子、雑入など200万6,000円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものでございますが、総務費については事務費やレセプト点検、臨時職員の賃金などで一般管理費や国保連合会負担金のほか、保険税滞納者への収納率向上対策として徴収嘱託賃金などの徴収費、そして運営協議会費用など1,116万2,000円を計上しております。

保険給付費については療養給付金、高額療養費、葬祭費(25人分)、出産育児一時金(34人分)など、対前年比6,628万1,000円、5.9%増の11億9,047万2,000円を見込みました。

後期高齢者支援金については、75歳以上の方々の保険給付費に充てるため、その4割をすべての保険者が支援するものでして2億5,694万8,000円を計上しております。

前期高齢者納付金については、現役世代と高齢者世代の費用負担の調整として52

万 2,000 円、老人保健拠出金については平成 20 年度から医療制度改革により老人保健事業が廃止されましたが、経過措置が定められており 10 万 9,000 円、介護納付金については 40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者の保険料でありまして 1 億 654 万 9,000 円でございます。

共同事業拠出金は 1 件 80 万円以上の医療費にかかる高額医療拠出金および 1 件 20 万円以上の医療費にかかります保険財政共同安定化事業拠出金、合わせまして 521 万 8,000 円、2.9%増の 1 億 8,616 万 2,000 円、保険事業費については人間ドック、特定健康診査等事業費など含めまして、2,222 万 9,000 円計上しております。

諸支出金として過年度保険税還付金など 252 万 7,000 円、予備費として 500 万円計上いたしております。

以上が国民健康保険事業特別会計予算の概要でございます。

続きまして、議案第 34 号 平成 25 年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の 162 ページでございます。平成 25 年度愛荘町の後期高齢者医療事業特別会計予算は次に定めるところによる。第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 億 4,500 万円と定める。

それでは、鶯色の「当初予算の概要」222 ページをご覧ください。222 ページでございます。本特別会計予算につきましては、被保険者 2,275 人を見込みまして 600 万円、4.0%減の歳入歳出それぞれ 1 億 4,500 万円の予算規模で見込んでおります。

まず、歳入の主なものですが、保険料につきましては対前年比 384 万円、3.3%減の 1 億 1,152 万 1,000 円を計上いたしました。

繰入金の一般会計繰入金として、低所得者等の保険料軽減分に伴います保険基盤安定繰入金 3,188 万 4,000 円、事務費繰入金 142 万 9,000 円、合わせまして 3,331 万 3,000 円を計上いたしております。

諸収入として前年度保険料還付金など 16 万 3,000 円を計上しております。

歳出でございますが、総務費については一般管理および徴収事務費として 143 万 5,000 円、広域連合納付金につきましては保険料の負担金および保険基盤安定分、合わせまして 1 億 4,340 万 5,000 円、諸支出金として前年度保険料の還付金、加算金など合わせて 16 万円計上いたしております。

以上が後期高齢者医療事業特別会計予算の概要でございます。

続きまして、「予算書」の 171 ページでございます。議案第 35 号の平成 25 年度愛荘町介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成 25 年度愛荘町介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 12 億 6,640 万円と定める。

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間および限度額は「第 2 表債務負担行為」によるということで、176 ページをご覧ください。「第 2 表債務負担行為」でございます。第 6 期介護保険事業計画および高齢者保健福祉計画策定業務として 25 年度から調査業務に入るわけでございますが、債務負担として平成 26 年度に限度額を 297 万 8,000 円と定めるものでございます。

それでは、鶯色の「当初予算の概要」の 228 ページをご覧ください。概要の方の 228 ページでございます。本特別会計予算につきましては、第 1 号被保険者 4,260 人、要介護認定者 807 人を見込んでおります。要介護認定者の増加に伴い、通所介護や訪問介護などの居宅サービス給付費の増額を重点的に見込んでおりまして、対前年比 6,740 万円、5.6%増の歳入歳出それぞれ 12 億 6,640 万円の予算規模で見込んでおります。

まず、歳入の主なものですが、保険料につきましては 2 億 4,928 万 3,000 円を計上いたしました。特別徴収対象者を 94%、普通徴収者を 6.0%と見込んでおります。昨年の当初予算は第 4 期保険料基準額で計上していたために、そのあと補正をいたしておりますが、結果的に大きく増加したように見えております。

国庫支出金については介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業交付金など 2 億 8,844 万 9,000 円、支払基金交付金については介護給付費交付金、地域支援事業交付金、合わせまして 3 億 4,718 万 9,000 円を計上いたしました。

県支出金につきましても介護給付費負担金、地域支援事業交付金、1 億 7,463 万 9,000 円、繰入金につきましては、一般会計繰入金として 1 億 9,872 万 1,000 円、介護給付費準備基金として 807 万 5,000 円を計上しております。

次に歳出でございますが、主なものは、総務費につきましては介護認定調査員、介護予防プラン作成嘱託賃金など一般管理費と国保連合会負担金、賦課徴収費、認定審査会や認定調査、運営協議会費用など合わせて、特に第 6 期計画の準備のためのニーズ調査を行うなどによりまして、対前年比 747 万円、33.6%増の 2,970 万 2,000 円を計上いたしました。

保険給付費につきましては、認定者の増加に伴いまして、特に居宅介護サービスの増加や地域密着型介護サービスなどの増加によりまして、介護サービス等諸費 10 億 9,763 万 2,000 円、介護予防サービス等諸費については 4,054 万 5,000 円のほか、高額介護サービス等費 1,547 万 5,000 円、特定入所者介護サービス等費 3,617 万 4,000 円など合わせまして 5,635 万 3,000 円、5.0%増の 11 億 9,431 万円を計上いたしました。

地域支援事業費につきましては介護予防事業、地域包括支援センター職員の人件費や運営費、そのほか介護用品購入助成事業などの任意事業を合わせまして 4,138 万 7,000 円計上をいたしております。

予備費として 80 万円計上させていただきました。

以上が介護保険事業特別会計予算の概要でございます。以上でございます。

○議長（本田秀樹君） 次に、議案第 36 号 平成 25 年度愛荘町下水道事業特別会計予算の説明を求めます。農林建設主監。

〔農林建設主監 山田清孝君登壇〕

○農林建設主監（山田清孝君） それでは、議案第 36 号 平成 25 年度愛荘町下水道事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

平成 25 年度愛荘町の下水道事業特別会計予算は次に定めるところによる。第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 12 億 7,080 万 4,000 円と定めるものとございます。

地方債の関係でございます。第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は「第 2 表地方債」によるものとございます。

第 3 条 一時借入金の関係でございますが、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入の最高額は 1 億円と定めるものとございます。

200 ページをご覧いただきたいと思っております。「第 2 表の地方債」の関係でございます。公共下水道事業としまして 6,620 万円、それから流域下水道事業としまして 4,590 万円、資本費平準化債としまして 1 億 9,560 万円、合計 3 億 770 万円、対前年比 1 億 1,540 万円の増でございます。率につきましては 5%未満、償還の方法としましては証書借り入れでございましてのとおりでございます。

209 ページをご覧いただきたいと思っております。下水道事業特別会計の職員の関係でござい

ざいます。一般職として対前年比1名減となっておりますけれども、すでに平成24年度当初におきまして管理職1名減となっております。したがって実質的な24年度の増減としては減っていないわけですが、予算の先に1名減になっている関係でありましたけれども、予算としては当初予算に対比しますので、結果として1名減というふうな形で表れているわけですが。

続いて、213ページをご覧いただきたいと思います。下水道事業の起債の関係の年度末におきます見込みの調書でございます。当該年度末の現在高見込み額につきましては106億4,347万5,000円でございます。以上が概要でございます。

続きまして、「予算の概要」の255ページをご覧いただきたいと思います。下水道事業特別会計25年度分としまして、平成9年から順次供用開始をしたわけですが、平成24年度末見込みにつきましては普及率を99.2%という見込みを立てているものでございます。

予算の概略でございますけれども、大きく動きましたのは歳入の関係で、2款の使用料及び手数料、使用料の関係でございます。これは24年度の補正予算で何回か申し上げておりますとおり、UCCの工場の昨年度の中途からの供用開始によりまして、その分の使用料の増になったものでございます。

町債につきましては先ほど申し上げました資本費標準化債の増によるものでございます。相当金額で12億7,080万4,000円で、対前年比5,660万4,000円の増となっております。

歳出の主なものにつきましては、この維持管理費、この関係につきまして今ほど申し上げました収入の多い使用料が増えてまいりますと、その分維持管理費は増えてくるものでございますので、それに伴う増と考えていただいて結構かと思っております。あと償還金の方の関係が増となっているものでございます。

あとの詳細につきましては常任委員会の方で詳細の方を説明をさせていただきたいと思っております。

なお、主な事業の中で③の測量設計業務委託の中で2,000万円になっておりますが、この中に1,000万円、今まで24年度にも話がございました橋梁点検の方を実施したところでございます。国の補正予算を活用して先ほど一般会計の補正予算で繰越明許で道路の関係の維持管理計画を立てるというふうな形の補正予算をお認めいただいたところです。下水道事業におきましても25年度におきまして、だいたい2年から3

年かけまして、この下水道の維持点検の計画を実施していくというふうな形で予算を計上いたしておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（本田秀樹君） 以上で、6特別会計の説明が終わりました。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第30号 平成25年度愛荘町一般会計予算を予算特別委員会に、議案第31号 平成25年度愛荘町住宅資金等貸付事業特別会計予算から議案第36号 平成25年度愛荘町下水道事業特別会計予算までを所管の各常任委員会ならびに同和対策特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、議案第30号 平成25年度愛荘町一般会計予算は予算特別委員会に、議案第31号 平成25年度愛荘町住宅資金等貸付事業特別会計予算から議案第36号 平成25年度愛荘町下水道事業特別会計予算までを所管の各常任委員会ならびに同和対策特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（本田秀樹君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議事の都合により、3月6日から3月21日までの16日間、休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（本田秀樹君） 異議なしと認めます。よって、3月6日から3月21日までの16日間、休会することに決定しました。

よって、再開は、3月22日（金）です。大変ご苦労さまでございました。

延会 午後2時19分